令和８年第４回平取町議会定例会

（開　会　午前　９時３０分）

○高山議長
皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は９名であり、定足数に達していますので会議は成立いたします。ただいまより、令和８年第４回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。
日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、５番金谷議員と６番崎廣議員を指名します。
日程第２、会期の決定を議題とします。このことについては、６月１２日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長より報告を願います。３番松澤議員。
○３番松澤議員
本日招集されました、令和８年第４回町議会定例会の議会運営等につきましては、６月１２日に開催しました議会運営委員会において協議し、会期については、本日６月１８日から、明日６月１９日までの２日間とすることで、意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願います。
○高山議長
お諮りします。ただいま、議会運営委員長より報告がありましたとおり、会期は本日６月１８日から、明日６月１９日までの２日間とすることにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。したがって、会期は本日６月１８日から、明日６月１９日までの２日間と決定しました。
日程第３、諸般の報告を行います。監査委員より、令和８年２月分、３月分及び４月分の出納検査の結果報告が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配付しております。次に、教育委員会より令和６年度平取町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。次に、日高西部消防組合議会、平取町外２町衛生施設組合議会、胆振東部日高西部衛生組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。次に、郵送による陳情、閉会中の諸事業について、配付資料のとおりご報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。
日程第４、行政報告を行います。町より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。それぞれ報告いただきます。町長。
○町長
要望経過報告をさせていただきます。１件目は、北海道発電・ダム施設関係市町村協議会の要望でございます。要望内容は、エネルギー基本計画において、２０４０年度の電源構成に関し再生可能エネルギーの比率が高められたことを踏まえ、水力発電開発を促進すること。また、ダム貯水池の堆砂による機能低下は、洪水や長期濁水の原因となり、住民の暮らしや漁業等の経済活動、生態系等に重大な被害や影響を与えることから、ダム管理者等による確実な堆砂対

策が講じられるよう、国として管理者に対する対策の強化を求めることなどを要望してきております。要望先は道内選出国会議員、要望月日５月２７日、要望者は北海道発電・ダム施設市町村協議会の副会長として私が、会長、理事と共に要望してございます。２件目は道道平取静内線の整備及び橋梁架換工事の早期完成に関する要望でございます。以前から当町の懸案事業として要望を継続しておりました、道道平取静内線貫気別市街地区の本事業でございますけれども、令和８年度、橋梁等の予備設計が予算化され、６月に入札の予定となったことから、その後の早期着工、完成に向けて要望を行っております。要望先は北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所長でございます。要望月日は６月４日、私が出張所に出向き要望してまいりました。以上、要望経過報告といたします。

○高山議長

教育長。

○教育長

平取町教育行政に関する報告をいたします。はじめに、小中学校の現状について、ご説明申し上げます。令和８年度、町内小中学校の入学式は４月７、８日に実施されました。児童生徒数は、小学校５校あわせて前年度比１６名減の１８４名、中学校２校で増減なしの１０５名、合計で２８９名となっております。また、このうち、特別支援学級への入級者は、小学校前年度比５名の１２名、中学校増減なしの７名となっております。教職員体制としましては、校長３名、教頭２名が新たに赴任しております。あわせて、一般教職員にも異動がありましたが、児童生徒及び保護者、地域と、積極的に信頼関係を構築することに努め、各学校において円滑な教育活動が進められています。町単独採用になります教員については、小学校に時間講師が小学校１名、特別支援教育支援員については、小学校５校、中学校１校において合わせて１３名を配置し、また、外国語指導のＡＬＴについては２名を配置しております。また、スクールカウンセラー２名、スクールソーシャルワーカー１名を採用し、特別な配慮が必要な児童生徒の状況の把握と具体的な支援方法を専門的な知識を持つ者として、学校や保護者に対してアドバイス等を行っているところです。次に平取高校につきましては、３０名の生徒が新たに入学しました。寮生は、１年生１１名、２年生５名、３年生４名、計２０名となりましたが、平取高校と教育委員会生涯学習課高校支援係を中心となり、情報交流や支援会議、寮の運営に関わるスタッフ会議を定期的に開催し、寮生を支える環境づくりを進めています。今後も、生徒達が安心して学校生活と寮生活を送ることができるよう、高校や関係機関と連携しながら支援体制の充実を図っていきます。全国学力・学習状況調査につきましては、４月２３日に実施され、小学校６年生と中学校３年生が参加しており、小学校国語・算数、中学校国語・数学・英語が実施され、一部では端末を活用した調査も行われております。また、町独自で行っています標準学力調査については、同日において小中学校で実施し、小学校２年生から５年生、中学校１・２年生が受けております。各校では、全ての児童生徒と信頼関係を基盤としながら、子ども達一人一人に必要な学力や学ぶ力の育成と定着を図るため、学級経営や生徒指導、授業改善に関する研修を重ね、教育活動を展開しているところです。なお、詳細の結果が国より公表され次第、議会にもご報告いたします。次に、各学校の教育活動についてであります。中学校での体育祭、小学校における運動会におきましても、天気にも恵まれ多くの保護者や地域の方々の応援を受けながら、６月１４日までに無事に終了しています。また、修学旅行については、

中学校は２泊３日仙台方面で実施し、小学校は合同で６月２４日から１泊２日札幌方面で実施することが予定されています。次に、公営塾「びらとり義経塾」の登録生徒は、５月末現在中学生５０名、高校生３０名で、登録生徒数は昨年と比べ２０名ほど増えました。通塾状況については良好で、積極的に学習に取り組む生徒が多く見られます。今後、通塾状況等を見極めながら、公営塾の在り方を検討してまいります。次に、本町が取り組む小中学校アイヌ文化学習について、５月２６日に北海道教育委員会、中島俊明教育長、日高教育局、小西晃局長が二風谷小学校を視察され、授業の参観と学校におけるアイヌ文化学習の取組内容について説明したところです。中島教育長からは「子ども達が楽しみながらアイヌ語を学習する姿が印象的で、その他の活動も地域の方と協働しながら取り組まれていることを、非常に意義深い取組であると感じ、大変充実した視察となった」と評価をいただいております。また、７月１３日には北海道議会文教委員会１１名が訪問する予定となっております。図書館については、４月１日から通常開館しているところであり、移動図書館や出張図書館、団体貸し出し、映画上映会なども例年どおり実施しているところであります。社会教育におきましては、小学校の放課後の居場所づくりとして実施している「放課後子ども教室」を紫雲古津、二風谷、貫気別地区で今年も開設し、活動しています。また、振内、本町２地区で開設されております高齢者大学につきましては、４月２３日に入学式が行われ、月１回程度のペースで学習活動を行っております。社会体育では、５月２６日に北海道ハイテクアカデミーの講師を招き、スポーツ教室を開催したところです。参加者は２３名となっております。「部活動の地域移行」に関わっては、２月に創設した「平取町地域クラブ」を軸に、今年度は日高町と連携し、ベースボールクラブとバスケットクラブが休日に地域クラブとして活動をしています。今後も指導者・協力者を広く募集し、部活動の地域展開を慎重に進めてまいります。また、平取中学校卒業生の楠崇央さんがパラ・クライミング日本代表として、６月オーストリア、１０月韓国で開催される世界大会２連戦に参加するとの嬉しい知らせがありました。教育委員会としては、世界大会に出場される楠さんのご活躍を激励するとともに、本町におけるスポーツ活動の推進と競技力向上を願い、激励金等を交付する手続きを進めております。次に、紫雲古津小学校に関わってです。昨年度、地域や保護者から、児童数が著しく減少する状況の中、今後の紫雲古津小学校のあり方を検討してほしいとの声がありましたので、保護者説明会、保護者アンケート、５月には地域の方を対象とした説明会を実施しています。今後、教育委員会が中心となり協議を進め、保護者、地域住民の考えを十分に聞き取り、今後の紫雲古津小学校のあり方について、一定の方向性を示してまいります。次に、文化財課です。博物館など全施設を開館しており、沙流川歴史館では、企画展「えほんでみるアイヌのおはなし　かやのしげるがフチからあつめた物語」を開催し、移動展も行っております。また今年度は、萱野茂生誕１００年記念事業特別展を企画・展開してまいります。その他にも各担当におきまして、年間事業計画に沿って事業を実施しているところでございます。以上、本年４月からの教育行政に係る報告とさせていただきます。

○高山議長

以上で行政報告を終了します。

日程第 5、一般質問を行います。各議員からの質問事項は、お手元に配付したとおりであります。この順序により指名します。はじめに８番千葉議員を指名します。８番千葉議員。

○８番千葉議員

８番千葉です。本日は、通告してあります「鉄道記念公園の管理体制とＳＬ等の修繕方法について」ということで、一般質問を行いたいと思います。部数は足りないんですけども、ちょっと写真を一般質問に先立ちまして、皆様方に添付配布しますので、人数分ありませんけども、回して見ていただきたいというふうに思います。議員の人達にも一部、一応配布しますので回していただきたいと思います。以前、副町長に非公式でありますけども、鉄道記念公園のＳＬ等の車両について、かなり傷みが激しいということで、様々な方法を活用して修繕が必要になる旨を申し上げたわけですが、自分として少し時間をかけてこの交通公園、鉄道記念館含めてですね、鉄道記念公園、記念館を含めていろいろと調査をし、聞き取り内容をだんだんと記録していくうちにですね、これはもう車両だけの問題ではなしに、記念館、記念公園の全体的なことを含めて町の見解やこれからの保全維持の方法などを伺いたく、公の回答を得ておく必要があると思いまして今回一般質問に踏み切った次第であります。理事者としての真摯なご回答を期待しておりますので、本日はどうぞよろしくお願いしたいと思います。最初に申し上げておきますが、自分は鉄道に関して詳しいわけでもなく、ましてや撮り鉄とか乗り鉄でもありませんが、近年、見学に訪れる人達からは、車両が特にそうなんですけども、劣化、老朽化が著しく進んでいて、大変貴重な旧国鉄遺産としては見るに忍びないという意見が大変多く寄せられております。また町としても、このまま放置できない状況だと認識はしていると思うのですが、現在の公園の管理状況や寄贈されたＳＬ等の車両の状況、また記念館内部の展示品などについて旧国鉄時代の貴重な展示をしている振内鉄道記念館、記念公園を町内の施設としてどのように認識しているのか。総合計画の中でも明記はないのですが、私は記念館を含めた公園全体の再整備が必要と思っております。冒頭になりますが、今後の方向性とか考え方をまず最初に伺っておきたいと思います。よろしくお願いします。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

ただいまのご質問にお答えいたします。公園の再整備についてということですが、ご意見のとおり町内における鉄道の歴史などを伝えること、それを実態として表す施設の役割は重要であると考えております。鉄道記念公園には、記念館、ＳＬ、客車、公園などがありますが、これらを一体的に保全し、後世につないでいくことが重要と考えるところですが、ご存じのとおり、各施設の劣化、老朽化が著しく進んでいることから、その活用を検討する上で、専門の知見者を交えた調査がまずは必要と考えるところでございます。

○高山議長

８番千葉議員。

○８番千葉議員

全く私と認識的にはまず一緒だというふうに考えております。劣化は進んでいる。それから管理体制は今のところ福祉会のすずらんのほうから来てですね、定期的に草刈りとか鉄道記念館の内部を清掃して、本当にきれいに維持されてきております。ただよくよく調べていくうちにですね、まず記念館の内部についてちょっと申し上げますけども、ちょうどコロナの感染が流行ったのが確か令和元年の夏過ぎぐらいからだと思うんですけども、様々な要因があってなかなか来館してこの鉄道記念公園に訪れる方も減った時期がちょっと一時あるんですけども、そ

れと管理体制、中に昔ちょっと事務所を構えてて人もいた時代があったんですけども、全く日中は誰もいないと、夜もそうですけど鍵をかけているんですけども、中の展示物を調べましたら、何点かやっぱり盗難に遭ってるんですよ。それは複数の方から聞き取りしまして。例えば、列車運行した時の走行距離のメーター類とか、アナログの丸いやつなんだけど、そういうやつを展示してあったのが全くもう見当たらなくなっている。それと来館した人が記念に押せる記念スタンプがあったんですね。それも盗難に実は遭って、もう紛失して、多分盗難だと思うんですけども無くなっているっていう現状があります。まずは記念館のことで伺いたいんですけども、現状をやっぱり維持していくために私は必要不可欠な部分として捉えているわけですけども、記念館、まず最初に伺っておきたいんですけども、年間おおよそで構わないんですけども、捉えてる来館者数というのを教えていただきたいと思います。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

はい。ただいまのご質問に対してですが、正確な数字は現在押さえてはいないんですが、先日支所のほうに確認したところ４００名程度の来館者がいらっしゃってるようだというお話を聞いております。

○高山議長

８番千葉議員。

○８番千葉議員

はい。私もちょっと冒頭におおよそ人数、来館者って聞いたんですけども、実は今の４００名程度、年間ですよね、今申し上げたの。大きく実は違っております。私的な情報ではなく公の情報で振内鉄道記念館入館者名簿というのがあるんですね。入館者名簿を私、去年もちょっと１回調べたんですけども、例えば今月の６月１日から昨日の１７日まで記入して来館してる人数が１１７名、これまで１か月経ってない人数ですね、６月として。１１７名って記入されてない方も相当数いるということで、恐らくですね、６月は１か月で２００名は超してくるのかなというふうに思っています。ということは年間で、冬期間のこともありますけども、年間で換算していくと、それこそ雑駁な数字ではありますけども、２，０００名から２，５００名。このぐらいの方が、実はこの鉄道記念館、記念公園に訪れてるという、推測の部分もありますけども、捉えた人数としては、そのぐらいの方がこの鉄道記念館、記念公園に来てるということになります。もし詳細知りたければ、ぜひ入館者名簿をですね、過去のやつもありますので調べていただければというふうに思っております。それだけ私は来館者が多い鉄道に関して、旧国鉄に関して関心を持ってる方が多いなというふうに思っております。それと入館者名簿のほかにですね、入館した人がちょっと一言書いてもらえるように「徒然記」というものが置いてあります。ノートとして置いてあります。これを見ましたら、様々な、遠くからですね、意見を含めて、感想を含めて記入をしていただいております。ちょっと中身を一般質問で、前座が長くなって恐縮なんですけど申し上げますけども、Ｄ５１かっこよかったです。古いビデオの映像も素敵でした。残してくださりありがとうございます。これは青森県から来られた方です。それとか、５月に続いてまた来ました。来るたびに寄りたいと思います。名古屋の方の意見です。それから、富内線は道内の鉄道の中でも興味深い路線でした。相次いで北海道の路線

が廃止になるという思い、寂しい限りですが、記念館として残していただきありがとうございます。福島県の方のご意見です。それから、北海道の廃線をめぐり、駅メモ！のイベントで来ています。この後、富内駅にも行きます。という方ですね。それから、５０年近く前、近くの官舎に住んでおりました。当時２歳、ほぼ記憶はありませんが、自分のルーツなので寄ることができて大変よかったです。これも書き込みにあります。それと、昔振内に住んでおりました。鉄道員として頑張っていました。こういう方もおります。詳細はそのぐらいにして紹介したいと思いますけども、こういった徒然記、これやっぱり一度行政の方も目を通していただいて、この記念館がいかに来客が多くて、関係している人たちが立ち寄っているかということも含めてですね、ぜひ機会があったら目を通していただきたいと思っています。それで記念館のことにまた戻りますけども、内部展示してあるものは特に振内の場合は保線区がありまして、保線区の官舎も私が振内に来た頃あったんですよね。昭和６１年に廃止になるまで様々な国鉄の保線区の工具とか備品とか、それから機材ですね、これも含めて主立ったものをこの記念館の中に展示して写真を見ていただいたとおりあるわけですけども、やっぱりこれをきちっとやっぱり今後盗難とかに遭わないためにも保全していく、私は必要性があるなというふうに思っています。防犯カメラも設置いただいて、ある程度の効果は私あると思うんですけども、やはり人がいないと常時館に出入りできるという形になっていますので、その辺ひとつ強化をお願いしたいと思っていますけども。記念館に対するですね、今後の管理体制とか運営体制について、もし行政側から考え方とか思いがあれば、ちょっと伺っておきたいなと思っています、記念館に対して。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

はい。お答えいたします。記念館については、大変活用するにしても有効な施設だと考えております。それでやはり常駐するということが建物を管理する上では大変有効だとは思うんですが、それをどのように活用すれば効率的に常駐して、建物そのものも管理できるのかということは振内支所長含め、昨年から互いに協議して、事例などを集めながら活用方法を考えようということで協議しているところなんですが、なかなか有効な手段が見つかっていないというのが現実でございます。今後も建物自体を保全していくためには、そういった常駐体制というのがどうしても必要なのかなというふうに考えていますので、効果的な記念館の活用を含めてですね、今後も引き続き協議していきたいと考えております。現在のところ具体的な案はございませんが、そのような活用方法を今検討しているところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○高山議長

８番千葉議員。

○８番千葉議員

８番千葉です。本当に今課長が言われたとおり非常に難しいんですよね。なかなか常駐してまでということは本当に難しい。ただ、私は２４時間、例えば振内の中でも、誰か彼か人がいてどんな形でも営業とか運営されている事業所があるんですね。例えばコンビニであったり、もう一つは泊まりもある障害者支援施設すずらんの職員であったり、誰か彼かとにかく日曜だろ

うと祝日であろうといるというところもありますし、また一般商店の方も何件かあって、日曜日ずっといるかどうかわかんないですけど、そういった方の活用も含めて管理体制をやっぱり協力してもらうという方向には私できると思いますんで、ぜひそんなことも含めて今後の管理体制、入館者に対してのですね、不便をかけないような方法というのはやっぱりちょっと考えてもらいたいなと思っています。そこで鉄道記念館なんですけども、令和５年と６年にイベントが開催されました。確か令和５年度の時は鉄道、旧国鉄に関係する講演というんですか。そのことを踏まえて記念館の中で、講演していただいたという記憶が私も出席してあります。それから令和６年度にはライトアップして、夜ですね、今言ったような形で鉄道記念館を知ってもらうということで、若干楽器を交えた、ミュージシャンというかアマチュアの方も来られてちょっと開催したという経緯もあります。ですから、火は消えてないんですよ。ずっと継続してこの記念館のことは思ってくれているっていうのは町の立場でも私理解してますので、ぜひ、これらのイベントについては、今後ですね、振内の鉄道記念館、記念公園の存在をアピールする上からも、それから交流人口もやっぱり拡大していくという観点からも続けてもらいたいと思っているんですけども、今後のこのイベントとか様々な行事に対しての考え方、捉え方はどう思ってるのか伺っておきたいと思います。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

はい。お答えいたします。記念館については、現実には、官、民という言葉で分けますと、地元の有志の方による管理とか創意工夫、それが非常に強くご協力をいただいているというふうに認識しております。そのおかげで来館者が増えているというのは、そういったところによるものと考えております。そんな中で、イベントを開催して施設を利用するというのは非常に有効なことだと考えますので、今後も記念館等を利用したイベントについて継続する、または新たなものを考えていくなどの検討をしていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

○高山議長

８番千葉議員。

○８番千葉議員

はい。ぜひよろしくお願いしたいと思います。私もこの第７次の総合計画、改めてプリントアウトしたり、パソコンの中に入っているもんですから調べてみましたけども、基本計画の中での第１編の第４章に歴史・文化財という項目がありまして、５２ページですね、総合計画。これにはアイヌ文化の推進に関係する施設とか博物館のこと、それから開拓財産のことが僅かながら展示してある施設として載っかっています。私も反省しているんですけども、この総合計画の前段の部分で、やはりちょっと鉄道記念館、記念公園というのも文化的な私は遺産だと思うし、国鉄の歴史遺産だと思っていますので、これはやっぱり明記してあげておく必要性が私はあったのかなというふうに思っていまして。この計画を立てていく上での前座でもうちょっと意見として私は載っけておく必要性があったなと思って、実は私自身反省もしております。それだけ開拓財産、ここに数字出ていますけど、年間１５０人前後と来館者、桁が違うんですね、鉄道記念館と記念公園を訪れている方の人数。記録にきちっと残っていますので、それは

はっきり申し上げておきます。来館者が多いからいいよ、少ないから駄目よって言っている意味ではないですよ。それだけやっぱり振内にある鉄道記念館というのは、町の施設としては大変重要な位置にあるよということを、やっぱり行政側でも認識してほしいというふうに思っております。それで、次に参りますけども、鉄道ファンのみならずですね、先ほど言ったように交流人口の拡大のためにも、やはり雨漏り等の修理を含めてですね、簡易宿泊施設、いわゆるライダーハウスですか。これが再生は私は必要だと思っているんですね。ということは先ほど言ったとおり記録をしてくれて、書き込みしてくれている方に以前ライダーハウスを利用してましてという方が結構な人数いるんですね。様々な事情があって今は受け付けしていないということで聞いてますけども、ちょっと調べてもらいましたら、今年、令和８年の３月末をもって宿泊営業の廃止となっていますが、そもそもライダーハウスの廃止はいつ誰がどのような経緯で決定したのかまず最初に教えてください。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

はい。お答えいたします。宿泊業運営者について令和８年度から導入された宿泊税の事業者登録が必要となりまして、それには旅館業法の簡易宿所の運営許可を受けていることが前提となりますが、当該施設は現在休止中であり、実態として、現状では旅館業法の許可条件を満たすことができないと判断したため、廃止届を提出するに至ったものです。しかしながら施設全体の活用の方向性が決まっていない中では、廃止届は事務手続上を提出したものの、廃止についても決まっているわけではありませんので、そういった意味では地域への説明はいたしておりません。今後調査、検討する中で、宿泊業再開となれば再度許可申請することで対応できるものというふうに考えております。時期としては本年の３月３１日付で廃止届を提出させていただいております。

○高山議長

８番千葉議員。

○８番千葉議員

はい。わかりました。私も実はこのことをちょっと聞くまで、 宿泊施設の廃止ということは全然聞いてなかったんですよ。それは致し方ない部分もあるんだろうとは思いますけども、今課長の答弁の中にありましたとおり、これから具体的な将来的な取り組みとか利用の仕方を含めて、ぜひ少なくともまず地域の自治会なりですね、関係してるこの鉄道記念公園、それから記念館を守ってきている関係者の人達にはですね、ぜひ聞き取りも含めてですね、意見を交わして協議をしてもらいたいなというふうに思っていますので。それから将来的な運営の方法、宿泊、このままやっていけるのかどうかも含めてですね、私はぜひ検討を深めていってもらいたいというふうに思っていますので、その辺はどうかよろしくお願いしたいと思います。ライダーハウス、一時期はコロナ前は結構利用者いたんですけども、正直申しまして車両内部をちょっと見てきたんですけども、外観だけ写真に、手元にあるとおり相当錆というかもう塗装自体がもう剥げてきておりまして、それとやっぱり雨漏りが車両の屋根のフレームを伝って内部に入ってきているんですね。ですから、今の状態で逆に宿泊再開どうぞっていうふうにはならないと思いますので、その辺もですね、修繕の方法とか、やはり塗装の方法含めて、やっぱり町

のほうでも内部で検討を深めてもらいたいなというふうに思っております。一つ記念館ではないんですけども、添付した資料の中に富内駅の写真が添付してありますけども、ここも一応客車、ブルートレイン、２両またがって展示しております。見てきたところ同じくきれいに草刈りもしてて、車両のほうもそれなりに補修を重ねてきてるということを伺いまして、色艶だけは保ってきていますんで、せめてこのぐらいまではですね、立派な記念館を有してる、振内の鉄道記念公園ですから、ぜひ一度検討していただきたいなと思っています。意外だったのがこの記入してくれてる方の意見の中で、振内の場合は鉄道記念館という形で内部展示があるっちゅうことに対してすごく敏感に皆さん捉えてくれて、それから、富内駅も行きましたよっていう方もいるんですね、書いている方。富内駅の場合は木造の駅舎と、それから国鉄の運行した時の歴史的な年代表と、それから今言ったように客車のブルートレインが展示してあるという、それから備品が少し残っているんですけどね。その程度なんですけども、きれいにコンパクトでありますけどもまとめているということは、非常に私も今回改めて行ってきまして感心しました。これがモデルとは言いませんけども、やはり写真をご覧になってのとおり、振内鉄道記念公園に展示してあります客車、それからＳＬ、もう本当にさっき見るに忍びがたいと言って行く人がたくさんいるんですけども、いたというお話ですけども、これはもう何とかしていかなくちゃいけないなというふうに思っております。やはり財政のことは私も一議員として、今の平取町の財政の部分ではある程度、捉え方として押さえている部分があるんですけども、何をやるにもやはり、これはどうするかという問題になってくるわけね。どっからそういうお金を捻出するのかというのがあると思うんですけども。調べてみましたら全国的にこのような施設というのは数か所やっぱりちゃんと整備されてるとこあるんですけども、一つは記念館的なこととか展示品があって博物館までいかないんですけども、そのようなところはですね、展示してある会館の中に入るよというようなところは、来館者の全員でですね、１００円寄附をやってるとこもあれば、志で寄附をしていくよというものも置いてあるところが数か所、調べたらございます。それがいいとは私いいのかどうなのかわかんないんですけども、そういった方法もですね、セキュリティをしっかりしたうえでは、私もやってもいいのかなというふうに思っています。それだけ内部の写真も写してありますけども、貴重なもの、工具もそうですし、当時の列車の発着時刻表も載っかっていまして、それから制服もそうですし、様々なものが狭い展示スペースなんですけども、ありますので、どうかその辺のことも一つの方法だというふうに思っております。それから、もう一つはやっぱり、ちょっと副町長と非公式で話した時も申し上げましたけども、鉄道ファン、幅広い間口が私あると思うんですね。それなりの鉄道ファンの人口がいると思いますんで、やはりクラウドファンディング含めてですね、改めて早期にやっぱり立ち上げてやっていく必要性も私はあるのかなあというふうに思っています。それとやはり大事なことは、大変な財政の中からもですね、やはり最低限維持・保全をしていくための予算、これはやっぱり一般財源からなるのか、あるいはふる納の関係してる部分で、例えば文化財とかにも使ってくださいよっていう部分があれば、確かにアイヌ文化とかその他もろもろ柱となってる部分がウエイト高いんですけども、ぜひ鉄道記念館、記念公園にも目を向けていただければなというふうに思っていますけども、その辺の考え方もちょっと確認しておきたいと思います。

○高山議長

総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。財政上のことも含めてということでしたけれども、過去には町民有志の方々が町民税１パーセントまちづくり事業を活用して、平成２８年度でＳＬの塗装、平成３０年度で看板等の補修などを行っていただいております。そういった方々のノウハウも参考としつつ、それで金額的にいくらかかるのかという部分、大変重要なところでもございますので、まずは調査を実施させていただきたい。客車についても上り降りする階段自体も非常に危ない状況ということで、専門家の方に見ていただきながら、復元と保全に向けた予算措置が必要になってくるかなと思います。ご意見もいただきましたクラウドファンディングやふるさと納税の資金活用などは有効な手段かなと思っておりますので、そういったご意見も踏まえながら、今後検討していくことが必要と考えております。
○高山議長
８番千葉議員。
○８番千葉議員
ぜひよろしくお願いしたいというふうに思っています。それでは次に３問目になるのかな。寄贈された個人の願いも含めまして、大変貴重なＳＬのＤ５１、蒸気機関車の本格的な修理・保全、これもちょっと被ってしまいますけど、私はちょっと細かく今回見てきましたけども、写真にあるとおり雑草まで生えてきている。それと風化して結構鉄の部分が錆びているだけじゃなくて、もう劣化して欠落してる部分というのもちょっと見受けられて、それから苔も生えてきているということで。先ほど課長の答弁ありました、ちょうど１０年前ですか。１パーセント事業で有志の方々が大変な思いしながら、そのときは塗装をかけて全部きれいにしてくれたんですけども、たしか小樽のほうから関係する人を呼んでくれて、２日間ほど付きっきりで指導していただいて塗装かけたという経緯があるんですけども、やはりどうしても外で展示してあるもんですから、塗装の場合は一般住宅もそうなんですけども、全天候型で永久に塗装をかければもつというものではないんですね。それからちょうど１０年経っているんですね。今現在までで１０年経ってて、やはりこのＳＬに関しては調べれば調べるほど大変貴重な車両だということがわかってきまして、私もあまり、先ほど冒頭に申し上げたとおり、国鉄の歴史とかＳＬのことも全く詳しくないんですけども、Ｄ５１－２３という列車、２４という列車も他県にちょっともう一台あるんですけども、承知のことだと思いますけども、旧樺太、サハリンですか、そちらのほうから移動をかけて、そして持ってきたものだということで、台数的にももうこの手の車両というのは非常に少ないから、鉄道ファンから言わせると、本当に貴重なものですよというふうによく言われるんですね、見に来た方に。本当にこのような状態ではちょっと悲しいですよねという意見も聞いております。それで塗装の関係とか修繕の関係に含めまして、私はもしその塗装、修繕を生かして、先を追うのであれば、やはり簡易的なものでも構わないんですけどもやっぱり、雨、雪、風をしのげるような、やはり屋根も最終的には私必要になってくるのかなというふうに思ってますけども。先ほど言ったとおり予算的なこともちろんあるんですけども、そのぐらいのことをやっても価値のある展示、ＳＬですよということだけは私認識してもらいたいなというふうに思っていますので、そのことについての見通しというか、考え方もこの機会でありますので、伺っておきたいと思います。

○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。私どものほうでもやはり屋根というのはあるのが理想というふうに考えております。その設置も含めた中でですね、今後検討していきたいというところにお答えはとどめさせていただきますけども、そういった思いを酌みながら、何度も塗り直しするより効果的であればですね、そのような方法も考えさせていただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。
○高山議長
８番千葉議員。
○８番千葉議員
はい。ぜひそのことも含めてですね、中長期的に保全をしていく考え方も取り入れて、ぜひお願いしたいなというふうに思っています。そこで写真見て寄贈された方のお名前が出ているわけなんですけども、これを町に受けたときの覚書とか、何か書面で交わしたものとか、何か記録は残っているんでしょうか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
この度のご質問を機にその書類について確認をすべく、書類を探してみたんですが、少し古い書類となっておりまして、保存期間の関係もございまして確認することができませんでした。
○高山議長
８番千葉議員。
○８番千葉議員
ぜひまだ寄贈された方、お元気でいらっしゃいますので、一度ご本人ともですね、勝手に修繕とか塗装とか進めていくことじゃなしにですね、このＳＬの保管、将来的な保管も含めて、もう一度再度確認をとってね、いろいろと進めていってもらいたいなというふうに思っています。何か本人の認識では私もお会いしてちょっとお話伺ったんですけども、本当に寄贈という立場で町のほうに持ってきたのか、あるいは取りあえず下げたから町で展示してくださいぐらいの考えで持ってきてるのかということが、ちょっとご本人の確認の中でははっきりしない部分も自分の中にあったもんですから、ぜひ一度寄贈された方、またお元気で活躍されてますので、町のほうにもたくさんふる納含めて寄附をいただいている方の１人でもありますので、確認をとっていただきたいというふうに思っております。それと最後に私のコメント的な立場で申し上げて質問を終わりたいと思うんですけども。改めて、振内地区の鉄道記念館、あるいは記念公園、昭和３０年代の日本の高度成長時代にですね、旧国鉄の果たした大変大きな役割を伝えるため、私は歴史的にも教育的な観点にも、視点からもですね、大変重要な展示品や国鉄の備品、そしてもう二度と復元できないだろうＳＬ、Ｄ５１列車や客車等々を拝観することができます。私はこの施設について１度、国鉄に詳しい、先ほど課長申し上げてましたが専門家とか有識者を迎えて、もう一度ですね、違った角度から、私は再生させていく価値は十分にあると信じています。鉄道の歴史を語り合える、旧国鉄ファンのためにも、また旧国鉄を通じた平取

町としての交流人口の拡大など、計画的な整備と施設の維持管理方法を真剣に考えていってほしいと願いまして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いいたします。
○高山議長
町長。
○町長
私から答弁といいますか、述べさせていただきたいと思います。ご存じのとおり昭和６１年ですね、この富内線が廃止になりまして、実は私も、もう既に役場の職員でございまして、この建築等にもちょっと携わったというふうな経緯もございまして。本当に旧国鉄の富内線の改良とか歴史とかですね、非常にほかの路線にはない特殊な要素が入っているという認識でございまして、とにかくやっぱりこの歴史を後世に伝えようというような思いで、この鉄道記念館を建てたという思いは今でも私の中にも残っているところでございまして。もう建築後４０年近く経過するということで、その時々においてはいろいろな改修を含めて、今まで取り組んできたところはあるんですけども、なかなかこれといったよりさらに有効に館を活用するようなものには至っていないということで、私も常々ＳＬの補修なども含めてですね、どこか気にかけていたところがございます。１０年前塗装の件も実は私も、スタッフの一員として塗装をした経緯もございまして、もうその時も実は内部的にもう鉄板がぼろぼろな状態になっているというようなところもあって、この先どうしようかなというふうな思いをしながらいた記憶がございまして。ただ、今鉄道ファン、例えば安平の道の駅は、あそこはもう、いわゆるコンセプトを鉄道というようなことにしてですね、もう年間１００万人近く訪れるというような施設にもなっていますし、本当にのめり込んだ鉄道ファンでなくても、鉄道という響きはきっと皆さんといいますか万人の中で響くようなものになっているんだろうと思いますので、当町に来ていただく手段の一つとしてもですね、こういったものをやっぱりきっちり残していくということが重要なことなんだなという認識がございます。ただいろいろ、どういうふうにやるかとかですね、財源的なものも含めてちょっと検討が必要なところもありますので、総務課長答弁したとおり、いろいろな鉄道の知見なり、こういった施設の管理についてですね、専門的な知識を持った方も含めて、もちろん地元の方も入れてですね、いろいろとこれからこの管理方法について検討させていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。
○高山議長
それでは千葉議員の質問を終了いたします。それでは休憩をします。再開は１０時３５分にお願いします。休憩です。

（休　憩　午前１０時２６分）
（再　開　午前１０時３５分）

○高山議長
それでは再開いたします。
次に、４番木村議員を指名します。４番木村議員。
○４番木村議員
４番木村です。通告書のとおり質問させていただきます。まずは１点目としてですね、「町の

情報発信の取り組みについて」お伺いいたします。近年、情報伝達や発信方法が目まぐるしく進化しております。当町といたしましてもデジタル推進に特化した課を設け、取り組みを強化してはどうか。デジタル推進を取り組むなかでは、テレワークが行える環境を整備しつつ、シェアオフィスやワーケーションを行っている事例があります。これにより、関係人口を増やしたりまちに賑わいを作り出すことにつなげることができると思いますが、当町でも同様な取り組みができないか、伺います。
○高山議長
まちづくり課長。
○まちづくり課長
ただいまの質問にお答えいたします。近年、情報伝達や情報発信の方法は大きく変化しておりまして、町といたしましても、町民への情報提供はもとより、町外に向けた平取町の魅力発信、関係人口の創出、移住・定住、企業や人材とのつながりづくりにおいて、デジタル技術の活用は重要であると認識しております。ご質問にありました、テレワーク環境の整備やシェアオフィス、ワーケーションなどの取り組みにつきましては、当町においても、これまで二地域居住の促進や二風谷地区のサテライトオフィス整備など、関連する取り組みを行ってきた経過がございます。二風谷地区のサテライトオフィスにつきましては、寄附採納を受けた建物を活用し、テレワークや企業の事務所利用を想定して内部改修を行い、整備当時には企業へのアプローチも行いましたが、実際の企業入居やその後の継続的な利活用には至ってない状況でございます。またデジタル担当部署の関係につきましては、専門的な知見を持つ人材の確保が課題となっております。当町においても、民間人材の活用を模索してきましたが、全国的にデジタル人材の需要が高く、人材確保が難しい状況にあることから、現在はＣＩＯ補佐官制度を活用し、民間ノウハウを取り入れながら対応しております。本年度は行革の中で課や係の在り方を協議する年でもありますので、デジタル推進をどの部署が中心となって担うのか、専任体制や横断的な推進体制が必要かどうかについて、組織機構の見直しの中で協議してまいりたいと思っております。
○高山議長
４番木村議員。
○４番木村議員
はい。ありがとうございます。この話を思ったのはですね、ちょっと違う事業で、上士幌町にですね、ちょっと視察に行ったことがあるんです。それで、上士幌町の役場の中にデジタル推進課っていうのがあって、そこですごくちょっと興味わいて、その担当の人にですね、役場の職員にちょっといろいろ話聞いた経緯があって。その時に、要するにデジタル推進課っていう課があるんだけども、やっぱりいろんな課で、やっぱり今はすごくデジタルが、発信能力だとか、そういうことが重要なんだということ、横断的にすごくやっているみたいなんですよね。僕が行った時は保育所の関係で行って、うちで言えば保健福祉課の担当だと思うんですけど、そこにもうしっかりデジタル課の人が来てですね、要するにどういうふうな形で、保育所の情報発信をしているんだとか、テレワークのほうの情報発信をしているんだとかっていうことをですね、きちっと教えていただいたんです。それでその中でやっているのはやはり東京とか都会のほうから１か月なり２か月なり短期的に定住していただいて、その中で子ども達も夏の間

で連れて来てですね、保育所や学校に子どもを預けながらそこでテレワークしてもらう。ただテレワークしてもらうっていうだけじゃなくて、そこの企業のノウハウをきちっと１回町に生かせないかということで、一緒にコミュニケーションを図りながら、町の発展につなげているんだって話を聞いたんですよ。すごくいいなと思ってですね、うちの町も、かれこれもう２０年ぐらいなりますかね、光ファイバー整備を整えてね。この日高管内でも確か１番早かったんじゃないかなと思うんですよね、光ファイバーの整備。それがやっぱりなかなか仕事としては生かしきれてないんじゃないかなと思って、ネット環境が整っているっていうことはすごく重要なことだし、僕も毎日のように使わせてもらっていますけど、すごくありがたいことなんですよ。その中でやっぱり日本中どこに住んでいても、同じ仕事ができるという環境がもう整っていますのでね。ぜひともやっぱりそこら辺はですね、町としても課を作るのがいいのかどうかってこともあるんですけど、ただやっぱり特化した中でね、こういうデジタルを活用していけるように、そういうようなのが必要なんではないかなと思いますのでね。ぜひともそこら辺は、行革の中でどうするのかっていう話されるということなんですけども、どうしても特化した形で何かできる課なのか係なのかわかんないですけど、そういう形で進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○高山議長

まちづくり課長。

○まちづくり課長

ただいまの質問にお答えいたします。上士幌町の取り組みにつきましては、今お話のあったようにですね、デジタル推進課を中心にＩＣＴやＤＸ推進にとどまらず、情報交流、企業誘致、シェアオフィス、ワーケーション、自動運転バスなどですね、デジタル技術を地域課題の解決や関係人口の創出につなげている先進的な事例であると認識しております。一方で平取町においては、職員数や組織規模、また既存業務との関係に加えまして、アイヌ施策、観光、農業、地域公共交通、移住・定住など、関係人口の創出につながる分野が複数にわたっております。このため直ちに新たな課を設置するというよりも、まずは関係部署が横断的に連携できるような体制を整えることが重要であると考えております。また現在、平取高校の学生寮を今年度中に整備しますけれども、今の３拠点にわたって使っております寮がですね、令和８年度中には空室になると思っております。そういった空き家の活用もですね、そういったテレワークの環境整備に使えないかどうかということで、同時に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高山議長

４番木村議員。

○４番木村議員

はい。さっきも言いましたけども、このことは大変これから先重要になってくると思いますので、ぜひとも町としてもですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。次の質問、２問目の質問に行きたいんですけども。「町補助金の交付状況ついて」ちょっと聞きたいと思います。平取町もいろいろこう財政が厳しい中で、僕もいろんな事業に関わっていますけど、みんな手持ちの余剰金があるのをなるべく少なくしてとか、やっぱりそういう状況で、各ところは大変な思いをしてやっているんですけども。でも補助金、町ならではの様々な補助金制度

を設けています。その中で恩恵を受ける個人・団体の多くは、補助金を要するにあてにしてですね、やっぱり計画して、年間、いろいろな事業を進めているんですけども、その中でですね、やはりなかなか今聞くとですね、要するに概算じゃなくて、決算でやっているところが多くてですね。やっぱりそうなると年度末で、町も忙しいのでなかなかその補助金が下りてこない。やっぱりそういうのを結構聞くんですよ。それでですね、今、町のシステム上そうなっているから仕方ないのはわかるんです。でもそれをやっているほうにしてみればもともと、要するに余裕があって余剰金がいっぱいあるんであればそれを補填しながら使えるんですけど、今町の指導のもとに、なるべく補助金を持たないようにっていう指導を受けている経緯もありますので、余剰金を持ってないんですよ。それなのに、要するにその補助金がなかなか手元に来ない場合、今度決算もできなければ何もできないんですよ。そうなった場合、それが悪いというわけじゃなくて、町の制度として、これ概算でね毎年やっているところがほとんどなので、概算で払って、そしてもし返さなきゃならない場合であればそこできちっと計算して返してもらうとか、やっぱりそういうような制度の作り方っていうのはできないのかちょっとお伺いします。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

ご質問にお答えいたします。まず前段、制度的なところをご説明させていただきますが、地方自治法にある規定では、支出は債務が確定していることを確認したうえでなければできないとされております。また一方で会計法では、債務金額の確定前において支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費については、概算払いをすることができるとされております。これを受けて平取町補助金等交付規則の中では、補助金は額の確定後において交付するとしております。ただし、補助事業等の遂行上必要があると認めたときは概算払をすることができるというふうにしております。補助金の種類としては事業費補助金と運営費補助金とに区別されるかと思いますが、平取町では、運営費補助金については運用上、８割を上限として概算払いをすることができるとしております。さらに８割では運営に支障を及ぼすという事例に関しては全額を概算交付する場合もございます。しかしながら全額を交付する場合の原則は債務確定後というルールであるために、会計検査院等の検査でも事務適正とされるような運用もしていかなければならないということでありますので、そのルールの中で運用していく時に概算払いという方法を使って今のご要望にはお答えできるのではないかというふうに考えております。

○高山議長

４番木村議員。

○４番木村議員

今の課長の答弁では要するにできるんではないかということで、ぜひお願いしたいんですが。本当ですね、困っているところがたくさんあるんですよ。働いている人の給料も払えないとかね。やっぱり町もですね、よく議会にも出される道からの補助金とかなんかは先にもらっといて、別にちょっとこれは予定と違って返さなきゃならんとか、結構そういうのがあると思うんですよね。だからうちの町としてもそういうシステムにきちっとしてしまえば、それを担当してる人達は、もうそれに則ってやることができると思うんですよね。今、課長が説明したように、こういうケースはこうだよ、このケースはこうだよっていうことになっちゃってると。要

するに、どう判断していいのかがわからなくなっちゃう。だから、担当が変わるたびにちょっと違うケースが生まれてくるという可能性もありますのでね、ぜひとも頭のほうできちっとね、概算払いで払いなさいと、取りあえず払いなさいって。町の場合は基金があってね、一時ばかり基金から借りるってことができる。それが各事業所の余剰金なんですよ。でもその余剰金をなるべく少なくすれって言っているのが町の指導なので、それを通すためには、やっぱりきちっと概算払でまずは払ってあげると。そして運営に支障をきたさない、そういう状況にしてほしいので、今言ったようにできるんであればね、もうはなから概算払で払いなさいっていうことをきちっと念頭に置いて進めていただきたいなというふうにして思います。よろしくお願いします。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

はい。これまでも統一的な取り扱いで、団体への運営費補助金については概算払いをするということが統一的な取り扱いとしておりますが、一部に統一できなかった面があるというふうに捉えております。そういった面では再度、職員に周知しながら統一的な取り扱いをしていきたいというふうに考えております。近年、補助金の支出については、余剰金を残さず、新年度になったらすぐ申請していただいて、すぐに払うという指導をさせていただいております。そういった指導方針からも、団体はすぐに支払ってもらわなければ運営が困ると思いますので、そのように取り扱いをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○高山議長

はい。それでは４番木村議員の質問は終了いたします。

次に、６番崎廣議員を指名します。

○６番崎廣議員

議長。

○高山議長

６番崎廣議員。

○６番崎廣議員

６番崎廣でございます。通告にしたがいまして一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。４年目に議員になって入っております。一般質問をうまく使いこなし切れないでですね、毎回一般質問を出してはいるんですけども、毎回毎回勉強という形になっております。通告の方法も今までいろいろと変えて行ってきておりますが、なかなか十分ではないなというふうに反省もしております。今回の一般質問の目的は、政策に対する指摘ではなく、新しい政策の提案でもありません。政策の住民周知だというふうに考えております。行政が行う政策が住民に知られているのか、住民周知の方法や手段が不足しているのではないかという思いの中から、役場庁舎の改築を取り上げて、プロポーザルの具体論を含めてですね、議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。それでは、令和８年４月２４日告示の公募型プロポーザル、平取町防災拠点型庁舎等整備基本構想・基本計画策定業務、この仕様書の具体的な内容と、６月１１日開催のプロポーザルの

結果について伺ってまいりたいと思います。最初にプロポーザルで何を指示したのか、具体的な内容について伺いたいと思います。あわせてプロポーザルの結果として業者の選定はどうなったのか、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
ご質問にお答えいたします。まずプロポーザルという、聞き慣れた方と聞き慣れない方がいらっしゃると思いますので、そのご説明ですが、企画提案型の事業者選考の方法を指しております。それでこのたびは老朽化した役場庁舎、町民体育館、消防庁舎が建て替え時期に来ているために、防災拠点として集約化、複合化を図りつつ、本町市街地の活性化に資する施設とする方法について、また、役場庁舎においては建て替える方法とふれあいセンターびらとりの施設を改修し役場機能の集約化を図る方法と、どちらが効果的かつ効率的か、どこにどのように整備することが最適かなどの企画提案を募集したものです。プロポーザルには2社が応募し、1社は社内体制上の問題により辞退をされ、結果的に1社のプレゼンテーションを受けまして、審査委員会による審査を経て採択されました。以上でございます。
○高山議長
6番崎廣議員。
○6番崎廣議員
はい。プロポーザルの仕様書につきまして、議長の許可を得て議員のほうに今配らさせていただきました。それで、このプロポーザルの仕様書に記載されている4．業務実施の留意点の（9）で示されております各種計画書、1つ目として平取町防災拠点型庁舎整備基本構想（素案）報告書、令和8年3月、②平取町地域防災計画、令和8年修正分、③平取町公共施設等総合管理計画、令和3年度改訂、④平取町地球温暖化対策実行計画、令和8年変更、⑤平取町強靱化計画、令和2年3月決定について伺ってまいりたいと思います。この示された報告書や計画書でありますが、改訂時期が令和8年のものは未公開となっております。平取町防災拠点型庁舎整備基本構想（素案）報告書につきましては、プロポーザル参加表明者に手交するというふうに記載されております。未公表のデータが多く、更には肝心の基本構想（素案）も参加表明後であれば、新規にプロポーザルに参加をする者の参加意識を削ぐことになるのではないでしょうか。プロポーザルで行うという趣旨は、多くの参加者の多様な計画案からよりよい計画案を選ぶということであれば、その趣旨にそぐわないのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。ご意見いただきました、ご質問にいただきましたとおり、プロポーザルでは多くの参加者の多様な計画案からよりよい計画案を選ぶというところが趣旨となります。今回お示ししたいろいろな計画、これは参考資料としていただくものですが、その

中で、平取町防災拠点型庁舎整備基本構想の素案報告書、それ以外はホームページ上で公開されておるものでございます。ただこの基本構想は素案と称するものの、これは本年３月の予算審査特別委員会の中で、庁舎の検討委員会、委員報酬の審議をしている中でも出たんですが、庁舎内での検討のたたき台とするものというふうにご説明をさせていただいた経緯がございます。その中で議員や住民の皆様に説明していないものですので、それをホームページ上で公開するのは時期尚早と判断して、これを手交する方式とさせていただきました。プロポーザルにおいては質問の受付も行っておりますが、このことに関するご意見やご質問についてはいただいていないところです。事業者の参加意欲を削ぐものであったかどうかについてはわかりかねますが、公募するにあたっては、庁舎内で指名選考委員会を開催し、仕様書内容やプロポーザルの実施要領などを検討しながら進めているところでございます。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
この仕様書を見ますとね、（９）のところでかっこ書きで令和８年のものは未公開という記載になってるんですよね。ですからそれでいくと、公開されてるのは公共施設等総合管理計画と強靱化計画、それ以外は令和８年修正分、令和８年変更、令和８年３月報告書ですけど、という形になるんじゃないすかね。そのほかも私がホームページから取れたのは、強靱化計画と公共施設等総合管理計画は取れたんですけども、そしたら今言ったように、温暖化実行計画、令和８年変更っていうのは、これはこの令和８年のものは未公開には該当しないということすかね。何かよくわかりにくい仕様書だと思うんですけど。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。わかりにくかったことについてはお詫び申し上げます。この仕様書で示している未公開というのは、令和７年度委託事業で報告を受けました庁舎整備の基本構想の素案、これについては未公開とさせていただいているので、参加表明いただいた後に手交させていただきますという書き方をさせていただきました。それ以外はホームページにすべて載っております。ただ探しにくかったというところもあるかなと思いますが、そういった部分では、ホームページ掲載上の問題も少しはらんでいるのかなと思いますので、そういった反省点も踏まえていく必要があるかと思います。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。探しにくかったかっていうか、僕が探しきれなかったんでしょうけど、この仕様書の一番下のところにオープンするものを全部記載をして、そっから飛んでいけるような形にしてあれば、それはそれですごいわかったんじゃないかなと思うんすね。この仕様書のところをアンダー線を引いて、そこをクリックしたらホームページ上で飛んでいくというやり方が

できたんじゃないかなと思いますけど、それはそれでいいです。それで基本構想（素案）の報告書、これが議会にも説明をしてないので手交するような形にしたというんですけども、これは成果品として昨年この３月末でもらっているものであれば、成果品として有効ですから、それはその時点でホームページにオープンにしてもよろしいのではないかと思うんですけども、その扱いについてどうお考えですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。基本構想の素案、これについては、庁舎内議論もまだ、その報告書の内容に対して、庁舎内の議論もまだ進んでいないところです。庁舎整備にあたっては、庁舎内で検討委員会を作りまして、その中で一定程度協議したものを次の段階に進めていきたいという考えでございます。今回の報告書は、報告書として上がってきたものだけということで、そこからまた更に庁舎内の議論が必要で、それをもとに関係者の方とか住民の方にご説明していくべきかと思いますので、今の段階でこの報告書をホームページ上に掲載することは適切ではないと判断したものでございます。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。あまりここで時間は取りたくないんですけども、よくわからないんですけど。成果品として町がお金を払って上がったものがオープンにできないというのは、私はいかがなものか、オープンにしてこれから議論をしますよまだ、っていう附帯を書けばいいだけであって、それがこれから協議をしなければならない、プロジェクト、検討委員会か何かでやらなきゃならないっていう。ということは、今、先日プロポが終わって施行された報告書が向こうに渡ったんだと思うんですけども、それを渡す時には、これからこれは変更されますよということで渡したのでしょうか。そしてそれの変更は一体いつまでになるのかということになると、受けた業者はなかなかその仕事が進まないような形になると思うんですけども、問題はないですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
今回は目的はプレゼンテーションということですので、プレゼンテーションに支障があるようであればそれは問題かと思いますが、プレゼンテーションを受けてその業者の提案の能力、そういったものを見るには不足はないかと思われます。委託業者と業務を進めていく中では、こちらもいろんな条件を示しながら最後進めていきますので、それは委託契約業者と進めていく際に留意していく面はあるかと思いますが、このたびのプロポーザルという企画提案を受けるにあたっては、さほど問題になることはないかと認識しております。
○高山議長

６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
プロポーザルじゃなくもうプロポーザルが終わった時点で計画書を渡すわけなんで、それがまだ確定稿になっていない、これから変更する。何か今回の仕様だとか中身を見てると、随時協議だとかっていう言葉を使われてるんですけども、どうもその確定したものじゃない、アバウトな中で仕事を何か出していくのかなっていう、なんかちょっと仕事として大丈夫なんですかっていう気がしますけども、次ちょっと次の質問に入らさせてもらいます。これら示されたこの５本の計画書でありますけれども、これらを職員として熟知をし、さらに法的規制を理解している者が町の担当者、監督員だとか技術者ということになるんだと思いますけども、この担当課をまたぐ計画に建設工事等の法的規制を理解している担当者っていうのは、どこの課のどなたというか、役職でいいですけど、どなたになるんでしょうか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。本委託業務の担当課はご存じのとおり総務課でございます。担当係は総務係となりますが、ご指摘のとおり専門性が重要になりますが、このような大型事業ですので、庁舎内検討委員会を設置して、その委員会は整備プロジェクトチームとしての役割も担って、役割を分担しながら検討及び整備にあたりたいと考えております。この委員会は、建設水道課、まちづくり課、観光商工課、生涯学習課、保健福祉課、町民課、平取消防署で組織するものです。
○高山議長
６番、崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。１人じゃなく幅広いところでやるということなんですけども、誰かかれかが窓口にならなければ、業者の方はゆるくないんだと思うんですよね。そこの窓口を通して全体に振っていくというような形になろうかと思いますけども。現在やってる業務にこの業務が増えることで、オーバーワークになるようなことはありませんか。これだけのことを仕切っていくということになれは、今やっている仕事の上にこれがかぶさってくる。それも幅広い範囲になりますから、仕事量が増えてオーバーワークになる。管理職であれば時間外手当が出ないということはもうそれはもう論外ですから、そういったところの心配はないか、お伺いしたいと思います。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
当然、通常にない業務で、人員を増やさず対応したいと考えておりますので、業務量はその分大きく、負担は増えると思います。ただ一人一人の負担ができるだけ少なくなるように分担しながら、この事業を運営していくほかないのかなというふうに考えております。

○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。かなり厳しいんだとは思いますけども。それもですね、これ事前にもっと仕様内容を、何ていうんすかね、掴みどころがないといったらちょっと語弊ありますけど、アバウトな中身じゃなく、指示内容をもっともっと絞り込んでいけば、多少は軽減されたんじゃないかなと思うんですけども。今回の指示内容、仕様書を見ると、やはり明確なところがなくて、具体的なものが少なくて、あれもこれもというところで、更には土地を選んだその理由までをというような形になっている状態ですから、非常に広すぎて、それに伴う法的根拠だとか計画だとかも出てくるんで、もうちょっと絞り込んで今回の基本構想なり基本計画を出していたほうが良かったんじゃないかなと思うんですけども、そこの部分についてはどうお考えですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
お答えいたします。ご心配されるとおり、ほかのまちの基本構想の発注に際しては、多くは建設場所が決まってたり、あと、建設するということそのものが決まってたりします。私どものまちの場合では、今回は新築するか、ふれあいセンターなどを改修して使うかという選択肢もございますし、町有地以外に、現在民地の所でも検討が必要な部分もございます。そういった部分では、いくつかの選択肢という中で業務を進める、今段階ではそういうふうに進めていくほかないのかなと思いますので、その分、業務量としては増えますが、それは今現在の状況からすると致し方ないのかなと思っております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。確かにほかのまちを見ると、この土地に役場機能すべて集中して建てます、というもので基本構想なりが始まってくるんだと思うんですけども、読めば読むほどおっしゃったとおり、ふれあいセンターにくっつけてなのか、新しい所の土地に新しく建てるだとか、よくわからないのは消防と体育館と庁舎、この３つを合わせて考えてくれだとか、すごい広い内容になり過ぎてるんだと思うんですよね。そういう計画自体が一体いつ生まれて、私たちにも説明あったのかちょっとよくわかんないんですけども。それで次に進みますけども、仕様書の中で住民説明会をやることになっております。ここの担当課は一体どこになってどのような形で行うのか、伺いたいと思います。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
お答えいたします。住民説明の担当は総務課です。庁舎内検討委員会の検討を終えた後、町

民有識者等による検討委員会を組織し、素案を作成していきたいと考えております。住民説明会ではその素案を示し、それについてのご意見をお聞きする形で進めていきたいと考えております。
○高山議長
６番崎廣議員
○６番崎廣議員
はい。１つ追加で聞きたいんですけども、住民を入れて検討会を作って、その中で素案を作って、そして住民説明会に臨むということだったんですけども、どこで議会にその中身が示されるんですかね。どの時点で、ちょっとこれは通告はしてないんですけども、どの時点で議会なり委員会にその中身が説明されるのか、教えてください。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
議会に対しては、町民有識者による検討委員会を開催したのちに、議会の方に説明させていただきたいと考えております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい、その後だっていうことですね。体育館が一緒になるというのは、何かあまり聞いてなかったような気がしますけども、それらも含めてその後でっていう。何か国が１パーセントの消費税をやるのに、国会じゃない外に委員会を作るようなやり方のような気はしますけども。いかがなものかなとは思うんですけども、次に進みますね。今回の仕様書に示された内容、いろいろ記載になっておりますけども、これらの方法、手段は一体何なのか、プロポーザルに至る具体の経過について伺ってまいりたいと思います。仕様書の中には先ほど言いましたとおり、新庁舎の整備というものとふれセンの改修整備、この２案です。それと更に役場庁舎、町民体育館、消防庁舎などの機能的整備、これもどうするのかっていう。ある意味具体的な指示が出されてるんですけども、その理由は一体何なのか、その手続き手順は、こういうふうになった手続き、手順というんですか、議論経過について教えていただきたいと思います。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。今回の仕様書を作成するにあたり、令和４年３月作成の本町市街地グランドデザイン計画に庁舎、体育館、消防署など、本町地域の老朽化した施設の再編が検討されておりますので、改めてそれを検討事項として示したものです。令和７年度末に基本構想のたたき台を作成し、庁舎内検討委員会を１回開催し、報告書の内容、またそれについての委員の意見を取りまとめたという段階です。委員には消防署職員も含んでおります。

庁舎内検討という入口段階ですので、深い議論については令和８年度で行うとしております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
あまりよくわからないところもあるんですけども、手続き、手順としていろんな計画に基づいて、それに則って事業を行っているっていうのはわかりますけれども。私たち議員として、私として、庁舎の改築がこのような形で進んでいくという認識は正直あんまりなかった、建て替えをしなければならないというような前ふりは何度かあったような気がしますけれども、それに町民体育館が乗っかるような話が果たしてあったのかどうか、よくわからないです。そんな中で消防の人にも入ってもらってるということなんですけども、体育館までそれに入っているということになると、体育館を利用してる人の意見だとか、そういったものはどのようにこれから伺っていく予定ですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
お答えいたします。体育館の利用者のみにかかわらず、住民説明を行っていく中でいろいろな意見、ご意見を聞いていくことになりますが、それ以外にも議会の皆さん、そして検討委員会の皆さんにもご相談させていただく中で、機能的な施設のあり方について協議していきたいと考えております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。これから聞いていくということなんですけども、私はその前段に、もう少し説明じゃないんですけども、住民の意見を聞く場があってもよかったのかなと思うんですよね。役場庁舎に体育館が乗っかりますよっていうものをボンと出される前に、消防も役場も体育館も時期に来てて、直さなきゃ、改築をしなければならないんでどうしたらいいですかねという議論がスタートであって、その中でくっつけたらどうですかだとか、離したらどうですかっていう、それらの一定の方向性、意見が出されて、この構想に入っていくというのが本来の筋じゃないかなっていう。建物だけを建て替えるだけじゃなく、ほかとの整合性、ほかとの合体だとかも考えていくんであればそのように思うんですけれども、いかがですか。
○総務課長
議長。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。今回、委託事業もまだ始まっておりませんし、議論はここからが開始だと考えております。そういった中でとりあえず今は何も決まっていない状況で、これ

から委託をつうじて住民意見を反映させたいというところでございます。ただ最初に住民の方の意見を聞くのもいいんですけども、どうしても建設予定地がどういった所に候補というものを持てるのか、というところが問題になります。それをあらかじめこちらのほうで整理しておく、果たしてどこだったら入り切るのか、総合計画でもそうなんですけども、集約化、複合化を施設の基本として掲げさせていただいておりますので、そういった部分を反映した状態で、あらかじめこちらも調べておきたいという部分が今回、令和７年度の基本構想の業務発注でしたので、それを少し庁舎内でも揉みまして、それから住民説明でも遅くないのかなというふうに考えております。決して硬直的な考えではなくて、住民の方のご質問にお答えできるような状態で、住民の方の意見を聞くのがいいのかなと判断したところでございます。

○高山議長

６番崎廣議員。

○６番崎廣議員

はい。住民説明会を開いて、真っ白いものを出しても、地域の人からは具体にどんなものがあるんだい、どんな場所にするんだい、どんな形にするんだいという意見があるから、内部として固めたという。これはどこのまちでもあるあるだと思います。そして、必ずそういう答弁をされるんだと思います。でも今時代はこれだけ情報がもう訳のわからないと言ったらあれですが、ありとあらゆる情報が氾濫をしてて、そして自ら取りに行くことができる時代です。ネットワークでも探し切れますし、新聞なんかも見てもいろんなものが載ってますけど、それだけじゃなく欲しい情報を得れる時代ですから、意識のある住民であれば、何かコンセプトをこういうふうに考えたらどうですかっていうような議論ができる時代じゃないかなと思うんですよね。ですから私は常に地域の人の声を聞いてもらいたいというのを言ってます。ここはそのやり方の違いですから、議論をしてもどうもならないとは思うんですけども、時代はやはりそうだと思います。まちの中歩いてもそういう方が、若い方、若くなくてもですね、結構そういう思いの方はいます。どこどこの友達と話したんだけどね、あそこのまちではこういうことを今やろうとしてるんだけど、うちのまちでこういうことできないかいっていう、なんかまちに対する思いがある人がやはりいます。ですから、そういったような人達の声をぜひ、僕は有効的に活用してもらいたいなという気がしてます。引き続きこの手の案件については同じような質問になるんですけども、ここは考え方の相違、違いというか、やり方の違いだと思いますんで、また後の方で質問するかもしれませんけども。それでその庁舎の具体的な仕様としてですね、僕は絞り込んだほうがいいというのは何点かあるんだと思うんすよね。建築方式として、ちょっと先ほど建築で聞いたんですけども、それは無理だと言われたんですけども、二風谷に建てたホテルのような木造プレハブ方式、これで庁舎ができないのかって言ったら、いやそれはちょっと難しいですねって言われたんですけど、簡単にできるプレハブでも５０年もつんならいいのかなと思ったりします。また運用方式として民間資金を活用したリース方式、設計から施工まで一貫して行う。何か今ではデザインビルド方式、○○リースなんていう会社がやっておりますけども、そういったようなや

り方、更には役場の事務形態として、今流行りのフリーアドレス、要は席を決めない、どこに座って仕事をしても大丈夫ですよ、窓口だけは固定はするんですけども、それ以外は今日はここ、明日はここっていう形で移動のできるフリーアドレスの職場だとか、ファイリング方式を導入し、文書管理でファイリング方式による事務所管理を導入することで、事務所を退庁時には、いわゆる滑走路というやつですね、机上にものを一切置かないというやり方。ニセコ、道内では松前、最近知ったんですけども、芽室もそうですね。これは埼玉の志木市というところが一番最初に取り組んだやり方ですけど、そういうようなやり方だとかいろいろあるんですけども、そういったことは検討されてるのか、また業者に一任というか、丸々、丸投げになって作ってくださいということになってるのか、教えていただきたいと思います。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。ただいまご質問、ご意見いただきましたフリーアドレスやファイリングシステムの導入などについては、私どもの方ではまた次の段階かなというふうに考えてまして、まずはどこにどのように整備すべきか、それがもし早い段階で決まるのであれば、それを具体的にどのように整備していくかという段階に進んでいきたいと考えております。その具体段階に進んだ段階で、フリーアドレスやファイリングシステムの導入など、特にファイリングシステム導入などは、事務所を小スペースにすることが１つの目的になるのかなと考えております。フリースペースも同じようなことがいえるかなと考えますが、現在フリースペースのフリーアドレス、どこに職員が座ってもいいという状態の事務所にするということですと、実施している民間業者などに聞いてみますと、その日、その日で自分の部下がどこに座っているのかがわからないといったような声も聞いたりします。逆に、メリットもあるんだと思いますが、そういったメリット、デメリットを整理しながら、あくまで行政機関ですので、住民の方が利用しやすいものとする必要がありますので、そういったことは後々検討していきたいと考えております。また、整備方法、特に財源の関係でリース整備だとか民間活用の方法などもございます。それは方法としては排除しておりません。ただ、１つ考えなければならないのは、起債を充当できるかどうかというところで、基本的に庁舎というのは起債が充当できない、一般単独債で７５パーセントを起債できて、交付税措置は何もないということはできるんですが、それ以外の有利な起債ができる方法がないものかどうか、それをまず第一に考えたいと考えております。そういった中でもしリース方式もとれるということになればですね、それも１つの選択肢に入ってくるかなと思います。そういったことで、これから皆さんに財源確保の方策も示しながら、どの方法を選択していくかということは相談させていただきたいと考えております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。金額が大きくなるんで、当然財源は大事だと思います。起債で交付税のはね返りが求

めるっていうのは、これは当然事務方としてはやらなきゃなんないことだと思います。ただやっぱり、それは必要なことなんですけども、何かもう少し進んでく、進んでいくというか取り組むにあたって、職場をこういうふうに変えていきたいという思いが最初あると、例えばファイリング方式を入れることによって、庁舎内を小さくできるんであれば建物面積を小さく、これから場所だけ決めて建物の大きさはこれからだって言うのかもしれないんですけども、フリーアドレス、民間の例を今出されましたけども、今フリーアドレスやっている東神楽、一昨年行ってきましたけども、フリーアドレスにはしてるけども、ほぼ同じ所に座ってますねっていうところもあります。ただやっぱりフリーアドレスの良さもあるから、やめないでやっていきたいということも担当者の方は言っておられました。いろいろな仕様についてこれからだっていう部分なんすけど、私はもう少しその前段に議論しておくと、何かもうちょっと絵が見えてきたのかなというふうに思います。ここはさっきと同じで考え方の違いになっていきますからいいんですけども。それで仕様書の決定に至る経過だとか手続き、手順について、のち、建物ができた後ですね検証作業をやる時に、いつの時点でこういうことが決まって、この計画に則ってこの会議で議論した結果、こういう発言のもとこれが取り入れられましたというような記録、いわゆる公文書、この管理についてなんですですけども、きちんとこれは残されていくと承知してよろしいですか。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

はい。お答えいたします。令和７年度の委託業務から開始したというふうに認識してますが、それについても協議記録などは残しております。あとは総合計画等への登載の記録なども、経過も含め残していく必要があるかなと考えております。

○高山議長

６番崎廣議員。

○６番崎廣議員

はい。公書記録、公文書記録というのは大事だと思いますんで、それは何か十分やってるんだとは思うんですけども、やってもどこに置いてあるかわかんない、どこに保管したかわかんない、どのフォルダに入ってるかわかんないじゃ駄目だと思いますんで、そこのところは条例に則ってきちんと作業を進めていただきたいと思います。先ほど寄附採納が保存期限が云々という発言ありましたけども、永久保存のものは永久保存だと思いますので、そういったところをきちんとしていっていただきたいと思います。次に進めさせてもらいます。今回のプロポーザルの内容につきましては先ほどから言ってるとおり、具体的な数字、場所、方式を示さないで、様々な仕様について、通常のプロポーザルよりも業者の知見を多く求めているように見えます。余りにも主体性がなく幅広い指示内容になっており、成果が出るのか心配をしております。新庁舎では場所を示さないで予定する場所の選定理由を求めたり、施設に機能集約を求めるがその機能のメニューについても、まちとの随時協議という形になっております。具体を示しておりません。また一方で防災拠点機能としての消防と体育館の

整備方法を求めるなど、具体性が出てるようで幅広い指示のこの行い方では、基本計画の成果品として満足する成果を得ることができるのかどうか、この辺について大丈夫ですかという質問なんですけども、できるのかどうか伺いたいと思います。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。今回の委託業務がきちっと成果品として上がるのかも含めてのご質問かと思います。まずどこにどのように整備するか、それを構想としてまとめるのが基本構想で、その基本構想をもとに具体的な整備方法、機能、財源などを検討するのが基本計画となります。基本構想がまとまり次の段階に入っていく際に、徐々に具体的な計画が形づくられると考えておりますが、年度内に計画の策定が完了しないと見込まれる場合、改めてその後の進め方について議会にも協議させていただきたいと考えます。
○高山議長
６番、崎廣議員。
○６番崎廣議員
ということは、年度内にこの基本構想・基本計画というものが確定しない可能性があるということですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お見込みのとおりで、基本構想が一番大事だと思ってますが、それが形とならなければ、まだ住民議論が尽くされていないと判断した場合には基本計画に進まず、この委託業務は基本計画部分は金額も減額しつつ、また新年度でやり直すという形をとりたいと考えております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
新年度でやり直すということは、今年度は今年度で１回支払いを行って、新しい事業が生まれるということですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お見込みのとおりで、基本構想そのものも出来上がらなかった場合には翌年度に基本構想を繰り越しますし、基本計画についてはその場合は変更契約したいと考えております。そして、新年度に新たに基本計画として予算化し、業務に取り組みたいと考えております。
○高山議長
６番崎廣議員。

○６番崎廣議員
そういうことであれば、繰り越しての事業計画、これは可能かどうかっていうことなんですけども、業者にしてもそういう仕事、受けるって手挙げて当たったんでしょうけども。であれば２年でこの事業をやるとかっていうふうに最初から持ってった方が良かったのではないかなと思うんですけども。どうもこの間のこの議論の中でいくと、基本計画はまずここまでは届かないような感じだと思うんですよね。その辺のところを心配するんですけども、その都度発注者、受注者協議のうえ決定するものとするという書き方で、そのような形で、最終的に一旦年度内で店じまいをし、変更契約をするのか、出来てないものについてはカットをし、新年度でまた進めるという形であれば、もっと何か違うやり方があったような気がするんですけども、これは契約のシステムだとか財政のシステムだとかでできないのかもしれないんですけども、その辺はいかがですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。最初から２年契約で契約することもルール上は可能ですが、果たして２年で終わるのかという部分もございますし、まずは１年で発注させていただいて、終わらなければ次の年もという手法を取らせていただいたところです。仕様書の中にも翌年度に繰り越す場合がありますということは事前に書いておきましたので、業者との確認においてもそういった契約にすることは現在確認しているところです。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。それだけ大きな事業、年度をまたぐ事業、かなり複雑多岐にわたる事業なんですけども、あなたの認識が弱かったんだと言われればあれなんですけど、やはりそんな大きな事業という認識は何かなかったような気がするんですね、建物を建て替えるんだというのは何か総合計画の実施計画の中に載っておりましたから。ただやっぱり、これだけ大きな事業であれば、総合計画の前あたりにもっともっと議論をたくさんして、こういうふうに臨みたいという方向性を、それは行政の内部でやってたんで心配ご無用ということなのかもしれませんけれども、もう少しそこは地域住民とって言ったらまたあれですけど、議会とも協議の場があってもよかったかなと思うんですけども、その辺のところはいかがですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
そのことについても、ご質問があった場合、お答えできない状態になってしまうのが我々も懸念しているところです。ですから、いくつかの可能性を探って、その中でいろんなご質問にお答えできる状態を作っていきたいというふうに考えておりました。そういったところで先ほど住民の有識者で組織する検討委員会ののちに議会に説明させていただきたいというこ

とは申し上げましたけども、必要であれば、その前に今職員として考えたものを先に情報として提供させていただくことは可能かと思いますので、そういったことも検討していきたいと思います。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい、検討をしてください。それではそれらのことをやっぱり考えてくのが総合計画だと思いますんで、総合計画に入らさせていただきます。この事業の総合計画の位置付けと、この計画がいつまでいつから議論をしてきたのか、改めて総合計画の計上に至る経過について伺ってまいりたいと思います。第６次、第７次総合計画の第何編、第何章の現状と課題、目標のどこに記載があったのか、まず最初に教えてください。
○高山議長
まちづくり課長。
○まちづくり課長
はい。総合計画の計上に至る経過についてご説明いたします。庁舎整備事業につきましては、これまで本町地区における公共施設の再配置や老朽化対策、行政機能の集約化の観点から段階的に協議、検討を重ねてきております。まず総合計画上の位置付けについてですが、第６次総合計画では、第５編町民活動・行政活動、第３章行政運営、第３節住民サービス体制の拡充において、行政機能が分散している現状を踏まえ、町民の利便性向上のため、公共施設の老朽化対策とあわせて行政機能の集約化を検討する趣旨の記載がございます。また第５編、第４章財政運営、第１節堅実な行財政運営において、公共施設の新築や建て替えが財政運営上大きな支出を伴うものとして位置付けられております。一方、第７次総合計画ではより明確に位置付けられており、１．計画の策定にあたってのまちづくりの課題において、課題として役場庁舎の建て替えが明記されております。更に基本計画では、第８編協働・参画のまちづくり、第４章行財政運営において、住民に利用しやすい役場づくり、行政機能の集約化、公共施設の複合化、集約化、長寿命化、統廃合などを進める方向性が位置付けられております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。わかりました。第６次、第７次とそれぞれ記載になっているということですね。具体的にこの事業は、この総合計画への計上にあたりまして、どのような議論というか協議、会議を経てきたのか、それらはですね、また先ほどと同じなんですけども、公文書としてきちんと記録されてるかっていうのをもう一度担当課にお伺いしたいと思います。
○高山議長
まちづくり課長。
○まちづくり課長

はい。これまでの協議経過としましては、平成２７年度のまちづくりプロジェクトチーム会議において、本町地区における公共施設整備の基本的な方向性について協議をし、役場庁舎については、ふれあいセンターびらとり周辺への建設などが検討されておりました。平成２９年度には本町地区公共施設再配置検討調査報告書において、ふれあいセンターびらとり横への新設や、旧庁舎跡地への消防施設配置などが検討されております。平成３０年度には、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に本町地区公共施設等再配置の検討状況を報告しており、この中で役場本庁舎は築後５３年が経過し老朽化が進んでいること、平成３０年９月の北海道胆振東部地震により、複数の亀裂や損壊が生じたこと、町民の利便性向上のため、ふれあいセンター近接地への移転と町組織の集約化を検討することが整理されております。その後令和３年度には、本町市街地グランドデザインにおいて、令和１７年度までを見据えた公共施設の更新、再配置の方針を整理しております。更に令和４年度には庁内検討チームを開催し、令和７年度には庁舎等整備庁内検討委員会を開催するなど、これまでの検討結果を踏まえながら、事業化に向けた整理を進めてきたところであります。なおこれらの協議内容につきましては、会議資料、協議記録、報告書など、公文書として整理、保管しているところでございます。

○高山議長

６番崎廣議員。

○６番崎廣議員

はい。平成２７年からいろんな場で議論をされてきて、今総合計画に載ってこのような形になってるということがわかりましたけども。やっぱり自分の認識としてこんな大きなもの、こんな大きな計画っていう、庁舎の建て替えですから大きな計画なんですけども、やはり認識が甘かったのかなっていう気がしてます。第７次計画の中でも、あまりこの部分にフィットして大きな議論はなかったような気がしますけども、それはそれで置いときます。それで総合計画のほうはわかったんですけども、これ実施計画にも載ってますけども、この実施計画ではいつどこに記載されて、変更になってきたのか、何度か実施計画に上がって変更になってると思うんですけども、その辺の経過について教えていただきたいと思います。

○高山議長

まちづくり課長。

○まちづくり課長

はい。実施計画への計上については、まず、第６次計画における実施計画においては、当初は庁舎新築事業という事業名で、後期計画、つまり令和３年度以降の事業として計画されておりまして、金額の記載まではございません。また中間評価の年となる令和２年度中において、後期計画策定時に一旦計画から落とした形となっております。その後令和４年度の計画において役場庁舎改築事業として新規に計上されまして、令和７年度に２，０００万円、内容は基本構想・基本設計として位置付けられております。その後、令和５年度の計画変更では、令和６年度に基本構想の策定として５００万円として見直され、令和６年度の計画変更では、事業名を役場庁舎改築事業から役場庁舎整備事業に変更し、令和７年度に基本構想

策定、令和８年度に基本計画策定、令和９年度に基本設計という形で整理されております。更に第７次計画の中では、令和８年度に基本構想・基本計画、令和９年度に基本設計、令和１０年度に実施設計、令和１１年度から令和１２年度にかけて庁舎整備を行う計画として整理されております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。ありがとうございます。計上になって変更になってっていうことが十分わかったんですけども、なんかやっぱりそれを意識、説明を私たちも受けてるんですけども、やっぱり認識が薄かったのかなっていう。これだけ大きな事業なんで、実施計画の説明だとか総合計画の説明で、大きな声で時間を取って何かこういうことをやるんですよっていう説明をしたほうが良かったんじゃないかなと思うんですけども。これは通告のペーパーにないんですけども、そういったことは必要だと思うんですけども、いかがですか、充分やったという判断ですか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
総合計画に登載する課としてのお答えをさせていただきたいと思います。この事業に関しては、非常に大きな事業であるために、掲載にあたっては項目だけを掲載し、金額を掲載しないで搭載している。だからこそ、正直言うと目立たなかったのかなというふうに思います。それだけの大型事業を具体的な形で掲載するには、やはり、これからやるような手順を踏みながら議論を重ねていく必要があると考えてまして、それで総合計画の段階ではまだ詳しくお示しできなかったという事情がありますので、今後詳しくご説明させていただきながら、皆さんとの協議を踏まえ、計画を目に見える形にしていきたいというふうに考えております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。総合計画、実施計画についてはわかりました。今言った部分のところはずっともう今日やってるとおり、認識の、考え方の違いですんでわかりましたとしか言いようないんですけども。それでは、その次に進んでいいですね。はい。それでは次に進みます。当町において過去行ってきた大規模事業の経過について伺ってまいります。ふれあいセンター、びらとり温泉、町立病院について、構想から計画実施までの経過について、事前に総務課のほうに調べていただきました。ペーパーにしてもらって皆さんの、議員の皆さんのほうにも配ってあります。それによりますと、見方でちょっと変わるのかもしれませんけど、ふれあいセンターは平成元年の計画から発注まで１０年、温泉だと平成２３年の計画から発注まで２年、病院だと平成２５年の計画から発注まで４年というような形が見られます。これ、１年がちょっと足したり引いたりしなきゃなんないかもしれませんけども、事業実施の時期だとか、

緊急性、実施の目的などの違いで、単純にこれ比較はできないんだと思いますけれども、施設が建設され町民が利用することで、その使いやすさなどいろんな意見もあると思います。あったと思います。その中には、計画時に気付かないことがあるのかもしれません。しかし中にはもう少し深掘りして考えていただければだとか、使う人の声を聞いてくれば、聞いていただければなど、やった側としての反省はなかったのか伺っていきたいと思います。現在の担当課で何か感じていることがあれば教えてください。特になければいいんですけども、ふれあいセンター、温泉、病院それぞれで何かあれば教えていただきたいんですけども。なければないでいいですけど。

○高山議長

ないようですので次。

○６番崎廣議員

はい、ないということですね。例えばですね、温泉であれば高齢者用の入浴用の手すりが新しくなった時に、今まで両方にあったんですけども、それがシングルになりました。ダブルがシングルに。入る時やはり今まで両手を添えて入っていたんだけども、片方だけになったんでちょっと入りにくくなったっていう声も当時はありました。ふれセンで言えば、図書館の事務室に冷房が届かないだとか、視聴覚室の出入口が後ろではなく前のほうにあるんで、映画をしてる時だとか講演をしてる時、前から人が出入りをしてしまうというような不便性もあります。例えば病院であれば、町民から聞くのはできれば待合所に足が伸ばせるような、小上がり的な場所があると楽でいいですよねだとか、バス待合でバスを待ってるんだけども、冬だとか暑い日はやはり何か建物の中がいいんで、病院のほうの中で待てるような施設にしてくれるといいよねとかっていう、そういうような声は聞きます。ですから、そういったような声に応えるためにもやはりもう少し町民との意見交換を大事にしてってもらいたいなと思うんですけども、何度もこれからやるということなんですけども、改めて今回の計画、作業の中でそのような住民が言ってる声について、受けとめて作業を進めていかれるのかどうか、改めてもう１回お伺いします。

○高山議長

総務課長。

○総務課長

はい、ありがとうございます。できるだけそのような声を拾いながら、使いやすい施設を目指していきたいと考えております。このような答弁しかできず申し訳ありません。

○高山議長

休憩します。再開は１時ということで。

（休　憩　午前１１時５１分）

（再　開　午後　１時００分）

それでは再開いたします。午前中の一般質問に続き、６番崎廣議員を指名します。

○崎廣議員
議長。
○高山議長
崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。午前中に引き続き行ってまいります。ちょっと時間を置いてますんであれなんですけども、３つの比較をしたっていうところまで進めさせてもらいました。それでこれは難しいかもしれませんけど、工事計画が未定っていうことになってるんですけども、一般的にこの規模の事業で事業費がどれぐらいかかるのか、あくまで一般論として結構です。一般論としてで結構です。町民はやっぱりどれぐらいかかるのかなっていうのは知りたいんだと思うんですよね。これから変更もあり、あるのでちょっとまだまだ確定じゃないですけどということでいいですけど。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。令和７年度の委託事業の中で、いくつかの前提を置いた中で試算をしておりますので、その数字を述べさせていただきます。いろんな条件があるということをまず最初にお汲み取りいただいたうえで、庁舎については敷地造成やもろもろ含めた中で４０億、体育館については１６億、消防については１１億という試算をしておりまして、それに３施設の解体費３億含めまして、全部足しますと７０億ということになります。あとは整備の仕方とか削減の方法だとか、そういったところも検討していくべきかなと考えております。この７０億の中に駐車場確保のために１階部分をピロティ、建物型の駐車場にする、そういう案にもなってまして、それにも数億かかることになりますし、ふれあいセンターと、新しい建物を建てたとしてつなぐ場合に、それも数億、渡り廊下で数億かかると、そういう前提も含めた中で試算をしているところです。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。ありがとうございます。数字言うのは難しいんだと思うんですよね、数字が独り歩きするのは嫌だと思いますから、あまり言いたくはないんだと思うんですけども、やはりこれぐらいのお金がかかるんだよっていうのがないと、やはり何か想像がしにくいっていうところがありますから。トータルで７０億、一般会計の予算分かかるということだと思います。これが大きく変わっていくっていうのは当然、今の構想の段階では、今聞いた中ではかなり大きく変わってくんだと思います。少なくなることはないにしろ増えてくんだと思うんですけども。わかりました。ありがとうございます。それで一番最後の項目に入っていきたいと思います。情報公開の中で、行政が何を行おうとしているのか、住民に知らせることが大事だとは思います。多くの議論の中で、その方向性や具体案を探るために、地域住民や議会と

の意見交換も大事というふうに考えます。そのためには、対話から生まれる納得と共感も必要だというふうに考えます。大規模事業では特に必要と考えます。７０億かかる事業でありますから、今回の流れはそれが不足してるような気がしております。もう後戻りはできませんので、これからの進め方について具体に聞いてまいりたいと思います。最初に基本的な事項として、現在は人口が減少し、財政が厳しくなり、町が行う大規模事業が難しい時代だと思います。インターネットなどでいろいろな情報が入手しやすく、ＳＮＳの不確かな情報が誤解を生むような、まことしやかな情報が拡散されている時代だと思います。そのような時代だからこそ、行政側から正しい情報を的確に公開することが大事ではないかと私は思います。認識の違いや誤解から生まれる意見もありますが、対話により解決するしかないのではないでしょうか。住民に納得と共感を得るためには、本音での対話が必要と考えます。難しいでしょうか。どうお考えですか。お伺いしたいと思います。

○高山議長

町長。

○町長

はい。私からお答え申し上げます。今ご質問にあった行政が何を行おうとしているかを住民に知らせるということでございます。いわゆる情報公開はですね、基本だという認識は行政側としては変わることなく持っているつもりでございます。基本条例にあるように、当町のですね町政運営、あるいは行政執行上においてですね、情報公開は基本原則だというふうに思っておりますので、そういった認識で、これからこういった役場の庁舎の建て替え等を含むですね大型事業、大型ばかりでなく事業に関してはですね、そういう基本をもとに進めさせていただければなというふうに思っております。行政側から発する情報ですけれども、決して内容をですねゆがめてというか、歪曲してお伝えするものは基本的にはないという我々の認識でございまして、これはあってはならないというところもありますけども、なかなか伝え方等でですね工夫をしないと、情報が伝わらないというような状況もありますので、そういった意味でも伝え方、崎廣議員のおっしゃる対話というですね、丁寧な情報発信がですね、重要なんだろうというふうに考えております。案件によっては本当に住民と膝詰めでですね、意見交換しないとなかなか進まないという案件もあることはございます。事業をする上でその納得と共感を多くの人から得るということはですね、これ本当に理想だというふうに思っておりますけども、現実、今までの大型事業の例をとってもですね、本当になかなかそれが難しいという現状がございまして、そういった様々な利害が違う方からもですね意見を聞きながら、納得、共感をしていただくような努力をですねしながら、いつかの時期でですね、決断をしなければならないことになるんだというふうに思っておりまして、最終的な決断といいますとですね、やはり現在の地方自治制度の仕組みとしてはですね、議会から納得と共感ともいえる議決をですね、得るということになるんだというふうに思っております。いずれにしても、事業実施にあたってはですね、多くの住民のコンセンサスが必要と判断される事業につきましてはですね、財源、時間などの制約条件なども考慮しながら、適切な情報の伝達をですね、住民意向の把握ということを基本にですね、進めさせていただきたいと

いうふうに思っております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。ありがとうございました。伝え方の工夫、非常にそれが難しい。利害関係の違う方にどう理解をしてもらうか、そのとおりだと思います。本当に難しいんですよね。この間いろんな大きな事業の結果を見てきてると、本当に難しいなと思うんです。でもそれでも対話の中から納得と共感を得るというのがこれが大事で、これは自治基本条例を作った時の思いだと私は思っています。そこのところは私と町長で齟齬はないというふうに理解はしてます。ただその中でちょこっと、やはりいる席が違うので、少しずれが最近生じているかなと思います。前もお話したかもしれませんけれども、自治基本条例を作る時にある会場で、自治基本条例に罰則規定を設けるか設けないかといった案が出された時に、地域住民からは、当然、役場職員がこれをやらなかったら罰則規定を設けるべきだという声が大きかった。その時唯一１人が手を挙げて、いやいや待ってくれと。この条例は役場職員だけではなく地域住民にもいろんなことをやりなさいと書いている。そうなると私達にも罰則規定を設けることになると、それはいかがなものかって発言された方がいました。それでその場はおさまりました。そうだよなっていう、そういう声が地域の中でどんどんどんどん生まれてくるような、対話を積み重ねていくしかないのかなって、当時私も町長も思ったんだと思うんです。それからかなりの年月が流れてますけど、なかなか難しいのはわかるんですけども、引き続きご努力をお願いしたいというふうに考えております。その上で今回の役場庁舎整備事業を、今後その情報と公開対応をどう進めていくのか、具体的な流れについてお尋ねをしたいと思います。
○高山議長
町長。
○町長
はい。私からお答え申し上げます。先ほど縷々質問いただきましてですね、総務課長のほうでお答えをしておりますけども、例えば総合計画に具体的に何年度に役場庁舎を建て替えるという実施計画をですね、掲載できない事情というのは、先ほど概算事業費を答弁いたしましたけれども、やはり今のうちの財政状況、それから義務的経費のですね、今後の推移等をシミュレーションすると、どうしてもやっぱりこの大型事業をですね、長期計画に載っけられないというような事情がございましてですね。それはただ、そう大きな地震が来るとですね、耐えられないような可能性もあるこの建物をどうするかという。本当に早く建てなきゃならんということと財政的な事情、それがですねどうも相反するものがあって、非常に担当なり我々としてはジレンマにあるところでございます。そういった意味でもですね、いわゆる構想として、いかにそういった財政的な負担を後世に残すことのないような建て方ができるかとかですね、そういうことも含めて、今回構想の中で検討すべきだというふうに思っておりまして、今までは本当にフレームで、このぐらいやるとこうだし、この場所でというようなところあったんですけども、なかなかそういった核心に触れるような検討がなかったと

いうようなことで、なかったというよりはなかなかできなかったというのが現実なんですけども、今回そういうところに踏み込んでですね、検討させていただきたいというふうに思っております。さらな状態でいろんな意見を聞くというのも誠にそうなんですけども、そういった財政的な事情も含めてですね、それから役所という機能が、もう中心的に建てるという大目標がありますので、やっぱりある程度ですね、形づくられたものをこちらで用意しながら意見を聞くということに、やっぱりならざるを得ないのかなというふうに思っておりましてですね。その中で、いろんな意見をですねまた出た中では、いやそれはできませんといった姿勢ではなくて、やっぱりそれをどう盛り込めるかとかですね、そういう検討もですね合わせてやるということをですね、基本に進めさせていただきたいというふうに思ってますので、こういったことを行政的に、行政だけが秘密裏にやるぞということではなくてですね、もちろんさっき答弁したような住民参加とか、情報公開も丁寧にやりながら、そして、やはり議会の皆様にですね、いろいろこう細にわたってのご説明をしながらですね、構想を組み立てていければなというふうに思ってますので。今年１年で本当に終わるものではない可能性もありますけども、そこはやはり後に禍根を残すようなやり方ではなくて、丁寧なやり方をですね、これから努力してまいりたいというふうに思っております。

○高山議長

６番崎廣議員。

○６番崎廣議員

はい。ありがとうございます。今の答弁で納得させてもらいますけども、これから出される地域の人や、から出される意見を、それは最初の想定にはなかったという答弁だけは勘弁していただきたい。必ず一旦は受けとめて帰っていただきたいというふうに思います。そこの部分をちょっと補足させてもらいます。今回の質問というのは町民に役場庁舎の改築が進められている、このことを明確に知らせたいというのが私の思いであります。それでこのあと議会広報で私が一般質問をしましたという報告をするんですけども、議会広報では８００字で写真込みのスペースしかありません。どこまで伝えることができるか、頑張りますが不安であります。そこで、町の広報びらとりで今回の平取町防災拠点型庁舎整備基本構想（素案）報告書について、現状の報告が大事だというふうに考えるんですけども、広報でこのことを周知するということはお考えになりませんか。

○高山議長

観光商工課長。

○観光商工課長

私のほうからお答えさせていただきます、広報担当しております。そうですね、事業としてもかなり大規模な予算で、住民に非常に関係ある内容ということですので、当然といいますか、こういった内容については広報誌でということには考えております。そのタイミングですとか中身については、内部も含めてですね、担当課、担当部局と含めて調整をさせていただきたいなというふうに考えております。

○高山議長

６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい、ありがとうございます。改めて事業を進める総務課長、大丈夫でしょうか。
○高山議長
総務課長。
○総務課長
はい。お答えいたします。タイミングを検討するというお話で、まだ皆さんに情報提供できる段階にはありませんので、それが情報提供できる段階になりましたら、広報誌で周知させていただきたいと考えております。
○高山議長
６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。追加の質問したばっかりにちょっと濁ってしまいましたけども、そこの部分、これから議論しても時間内に終わりませんので、私はできるだけ早い時期に、あくまでも成果品としてこういうものが出てます。これに基づいて今叩いてますというところをすべきだと私は思っております。これは意見であります。住民の中にあるまちに対する思いと理想、そして行政の思いと理想、事業を進めるにあたり、行政は財源や土地を含む資源というような現実的な課題があるんだと思います。事業や政策に大きいや小さい、そして重要や軽微など差をつけることはできないと思いますが、多大な税金を使う事業や、多くの町民に影響する政策などは情報公開といいますか、住民周知を十分に行っていき、対話から生まれる納得と共感を求めていっていただきたいと思います。引き続き慎重に丁寧、真摯に取り組んでいただきたいことを最後に申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
○高山議長
崎廣議員の質問は終了します。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了しましたので、日程第５、一般質問を終了いたします。
日程第６、議案第１号、農業委員会委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
○町長
１ページをお開きください。議案第１号、農業委員会委員の選任についてをご説明いたします。農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定によりまして、次の１４名の方を選任し、議会の同意を求めるものでございます。まず、１人目、住所、紫雲古津、山田慶一氏、５９歳。次に、藤本学氏、去場、５２歳です。荷菜、原田和枝氏、６５歳、荷菜、坂本秀司氏、５６歳、荷菜、垂柳忠氏、５２歳。次のページをお開きください。荷菜、笹山啓太氏、３３歳、本町、水谷忠幸氏、６５歳、貫気別、宮入司氏、６６歳、貫気別、松原昭彦氏、４７歳、貫気別、本間義明氏、３７歳、長知内、萱野久彦氏、６１歳、長知内、髙橋朋嗣氏、５０歳、振内、渡邉邦衡氏、５９歳、岩知志、川上巧氏、４６歳。以上、１４名の方でございます。それぞれの方の経歴概要は３ページから７ページに記載のとおりでございますので説明を省略させていただ

きたいと存じます。選任した皆様は、農地行政等に深い見識を持ち、かつ知見を得ている適任者でございますので、議会のご同意を求めるものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
○高山議長
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本件は１４名の選任同意が求められておりますので、採決は１名ずつ行います。農業委員として、山田慶一氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、藤本学氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、原田和枝氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、坂本秀司氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、垂柳忠氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、笹山啓太氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、水谷忠幸氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、宮入司氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、松原昭彦氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、本間義明氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、髙橋朋嗣氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に渡邉邦衡氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。次に、川上巧氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。
次の採決については、萱野議員は、地方自治法第１１７条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（萱野議員退場）
次に、萱野久彦氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、日程第６、議案第１号、農業委員会委員の選任については、山田慶一氏、藤本学氏、原田和枝氏、坂本秀司氏、垂柳忠氏、笹山啓太氏、水谷忠幸氏、宮入司氏、松原昭彦氏、本間義明氏、萱野久彦氏、髙橋朋嗣氏、渡邉邦衡氏、川上巧氏の選任に同意することに決定いたしました。
（萱野議員入場）
日程第７、議案第２号、固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
○町長
８ページをお開きください。議案第２号、固定資産評価審査委員の選任について、説明を申し上げます。地方税法、平取町税条例の規定に基づきまして、平取町固定資産評価審査委員に次の方を選任いたしたいので、同意を求めるものでございます。選任する方は、住所、沙流郡平取町本町、氏名、平村浩昭氏であります。年齢は６５歳でございます。次のページをご覧願いたいと存じます。経歴概要は記載のとおりで、昭和５４年、平取町役場に奉職されまして、平成２６年から文化財課長、平成２８年には会計管理者を務め、役場退職後の令和３年から３年間、沙流土地改良区参事も務められております。地方税制度にも精通し、識見も高く、適任者でございますので、選任同意を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○高山議長
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、選任に同意することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、日程第７、議案第２号、固定資産評価審査委員の選任については、選任に同意することに決定しました。
日程第８、議案第３号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。観光商工課長。
○観光商工課長
議案第３号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げますので、議案書１０ページをお開き願います。びらとり温泉の設置及び管理に関する条例につきましては、地方自治法第９６条第１項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。本条例につきましては、びらとり温泉の設置、また管理に関する基本的な事項ですとか、利用料金の上限額を定めた条例でございます。改正する内容につきましては、条例の新旧対照表にてご説明申し上げますので１２ページをお開き願います。表の右側が改正

前の現行の条文、左側が改正案でございます。今回の改正は、本条例の別表で定めております、入浴料の上限額を引き上げようとするものでございます。表の区分欄に記載がございます、大浴場・露天風呂に係る入浴料について、中学生以上の大人５００円の入浴料を１，０００円へ、小学生については２００円の入浴料を５００円へ、その上限額を引き上げようとするものです。今回の条例改正の理由、また背景としましては、６月の２日に開催されました産業厚生常任委員会においてもご説明をさせていただいたところでございます。びらとり温泉の入浴料につきましては、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例において、その上限額が定められておりますが、この上限額は建設当初から見直しを行っていない状況でございます。近年は、人件費の上昇、また物価高騰が続いており、現在の上限額では安定した施設運営が難しくなり、町民ですとか来訪者に必要なサービス提供、これに支障が生じるおそれがございます。このような経営環境の変化に対応するため入浴料の上限額を引き上げ、運営者が近隣の施設の料金水準ですとか経営状況も踏まえて料金設定をできるようにすることで、びらとり温泉の安定した運営の確保、また町民及び来訪者が今後も安心して温泉を利用できる体制を整えるものでございます。また条例改正後の料金設定の想定につきましても、ご説明を加えさせていただきます。今回の条例改正はあくまで上限額の引き上げでございまして、実際の料金は市場価格を踏まえつつ、指定管理者が平取町と協議の上、決定をするというものでございます。なお本条例改正によって入浴料の値上げを行うという場合でありましても、町外の利用者のみを値上げの対象として、町民については料金を据え置くということで町民の負担増というものは想定してございません。指定管理者としましても可能な限り町外の利用者の値上げも行わず運営したいという意向がございますが、値上げをする場合であっても町外者のみ７００円程度の料金というものを現在検討されているところでございます。それから町内者、町外者等違う料金体系になりますが、これは券売機で区分対応するなど利用者の負担にならないような方法というものを想定してございます。町民５００円の入浴料金というのを維持しながら町外者の料金でその収益を補完することで、町民負担を増やさずに経営安定が図るということが可能となります。こういった観点から、今回入浴料の上限額を引き上げる条例改正を行おうとするものでございます。なお議案書１１ページにつきましては、ただいまご説明申し上げました条文の改正部分の記載となってございます。説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第８、議案第３号、びらとり温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第９、議案第４号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の

説明を求めます。総務課長。
○総務課長
議案第４号、辺地に係る総合整備計画の変更について、ご説明申し上げますので１３ページをお開き願います。本議案の提案理由は、４つの地域における辺地に係る総合整備計画に事業費等の精査、平取町総合計画での事業費の変更などの変更の必要が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定により、計画の変更について議会の議決を得ようとするものです。１４ページをご覧願います。貫気別辺地に係る計画の変更です。一番下の表にある3−2の表ですが、施設名の１番目、道路及び渡船施設の２番目、橋梁長寿命化事業の項目で７９８万円の追加、その下段、道路ストック点検補修事業（芽生旭線）は、新規項目の追加、施設名の２番目で事業名も２番目の農地整備事業（中山間地域型）営農飲雑用水は１，５３０万８，０００円の追加、施設名の１番下、住民の交通の便に供するための自動車、スクールバス購入事業の項目を追加したものです。１５ページをご覧いただきたいと思います。岩知志辺地について３－２の表の２段目、仁世宇川沿線舗装事業について、事業費を５３６万１，０００円追加しております。１６ページをご覧願います。川向辺地に係る計画の変更です。３－２の表ですが、施設名の１番目、道路及び渡船施設の２番目、橋梁長寿命化修繕事業で３，２４８万１，０００円の追加、その下段の道路ストック点検補修事業の事業費は６１６万４，０００円の減額となります。１７ページの長知内辺地について３の表の２段目、農道及び林道の林道橋梁点検事業について事業費１，６００万円を追加しております。以上、議案第４号のご説明とさせていただきますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。
○高山議長
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、日程第９、議案第４号、辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決しました。
日程第１０、議案第５号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。
○建設水道課長
それでは議案１８ページをお開き願います。議案第５号、工事請負契約の締結について、次のとおり工事契約を締結するものといたします。工事名につきましては荷負生活館改築工事、工事場所、沙流郡平取町字荷負７７番地３の内、工事概要、木造平屋、延床面積３１４．６２平方メートルの改築工事でございます。なお建築主体工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、外構工事一式でございます。請負金額、２億２，４４０万円、受注者、五十嵐・日新経常建設共同企業体、代表者、沙流郡平取町本町４４番地、株式会社五十嵐工業代表取締役、

五十嵐千津雄氏、構成員、沙流郡平取町字紫雲古津２００番地５、日新建設株式会社代表取締役、津川司氏でございます。本件につきましては、６月１６日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条に基づきまして、議会の議決を得るものでございます。なお、工事の完成につきましては、令和９年２月２５日としています。入札の参加事業者につきましては、受注者のほか、株式会社小林組・大基、有限会社楠建設の３社でございました。予定価格は２億２，９５０万４，０００円で落札率９７．７８パーセントであります。以上、ご説明といたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第１０、議案第５号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

日程第１１、議案第６号、令和８年度平取町一般会計補正予算第１号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長

議案第６号につきましてご説明させていただきますので、１９ページをお開きください。令和８年度平取町一般会計補正予算第１号は、次に定めるところによるものとします。第１条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ４８３万９，０００円を追加し、予算の総額を８０億６，４８３万９，０００円にしようとするものです。第２項で、歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第１表、歳入歳出予算補正によるものとしております。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、２４ページをお開き願います。上段、２款３項１目戸籍住民基本台帳費、１２節委託料２７３万９，０００円の追加です。これは住民基本台帳法の改正により、戸籍の附票に旧氏、旧氏の振り仮名を記載することとされたため、戸籍附票システム改修業務委託料として２０７万９，０００円を、また他の自治体より氏名の振り仮名が順次戸籍に職権記載されることに伴う住民票記載事項通知があった場合、それを一括で取り込む機能追加のための住民基本台帳システムの改修業務委託料６６万円をそれぞれ追加しようとするものです。財源は全額国庫補助金を充当します。下段、３款１項７目アイヌ施策推進費、１８節負担金、補助及び交付金１９５万円の追加です。これは、二風谷コタン周辺を基軸にアイヌ文化を楽しく学べるイベントとして開催する二風谷コタンＤＡＹ事業を実施するための補助金の補正です。事業の実施にあたり、エアウォーター北海道株式会社が募集する寄附金事業に、本事業が採択されたことから、補正により実施しようとするものです。財源は令和７年度において平取町企業版ふるさと納税基金に積み立てた本寄附金を繰り入れて充当します。２５ページをご覧ください。９款４項７目図書館費１５万円の追加です。これは

図書館講座の実施に関する予算ですが、当初予算において３万円の予算の中で事業計画を立てておりましたところ、この度、図書館事業の充実を事業指定のうえ企業版ふるさと納税がなされたことから、納税額の一部を活用し、普段は招聘する予算確保が難しい、絵本で著名な作家を講師に招き講座を開催しようとするものです。７節報償費は、講師謝金として１２万円を追加し、当初予算と合わせて１５万円の予算とするものです。８節旅費は、講師の道内滞在地からの費用弁償として１万２，０００円を計上しております。１０節需用費１万８，０００円は事業に必要な消耗品費を計上しております。財源は全額寄附金を充当しております。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、２２ページをお開きください。上段、１５款２項１目３節戸籍住民基本台帳費補助金２７３万９，０００円の追加です。これは歳出、戸籍住民基本台帳費補正額２７３万９，０００円の財源として社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上しております。下段、１８款１項１目１節寄附金１５万円の追加です。これは、歳出、図書館費でご説明の図書館講座等開催事業に充当する寄附金で、５月に企業版ふるさと納税として１００万円の寄附がありましたが、その内の一部を事業充当するための財源として計上したものです。なお、納税額の残額は当初予算に計上した予算内とみなすものです。２３ページをお開きください。１９款１項６目１節平取町企業版ふるさと納税基金繰入金１９５万円の追加です。これは歳出、アイヌ施策推進費の補正額１９５万円の財源となる基金繰入金を計上しております。令和７年度において、二風谷コタンＤＡＹ開催事業３か年分の寄附が行われ、それを基金に積み立てたことから、基金繰り入れとして充当するものです。以上、議案第６号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第１１、議案第６号、令和８年度平取町一般会計補正予算第１号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第１２、報告第１号、繰越明許費繰越計算書一般会計の報告についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長

報告第１号、繰越明許費繰越計算書一般会計について、ご報告いたしますので、議案書２６ページをお開きください。地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、繰越明許費繰越計算書を作成し報告するものです。２７ページをご覧ください。この５つの事業は、いずれも令和７年度末までに事業を完了することができなかったことから、地方自治法第２１３条第１項において、翌年度に繰り越して使用することができるとの規定に基づき、この予算を令和８年度に繰り越したものでございます。翌年度へ繰り越す額は表の上から、総務費の平取高校学生

寮整備事業５億７，３１４万８，０００円、民生費、びらとり温泉施設整備事業１，６９７万３，０００円、農林水産業費、産地生産基盤パワーアップ事業２，７９６万円、商工費、平取町地域応援券事業４６万７，０００円、土木費、道路ストック整備事業１，２９０万円です。財源については記載のとおりですのでお読み取り願います。以上、報告第１号についてご報告させていただきましたので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。
○高山議長
本件については、議会の意思決定を要する事件ではありませんので、質疑を行って終了とします。それでは質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。以上で、日程第１２、報告第１号、繰越明許費繰越計算書一般会計の報告についてを終わります。
日程第１３、報告第２号、陳情審査の結果報告について、日程第１４、報告第３号、陳情審査の結果報告について、日程第１５、報告第４号、陳情審査の結果報告について、日程第１６、報告第５号、陳情審査の結果報告について、以上４件を一括して議題とします。各常任委員長からの陳情審査結果報告書についてはお手元に配付のとおりです。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。はじめに、報告第２号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、日程第１３、報告第２号については、報告のとおり採択とすることに決定いたしました。
次に、報告第３号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、日程第１４、報告第３号については、報告のとおり採択とすることに決定しました。
次に、報告第４号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は、挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、日程第１５、報告第４号については、報告のとおり採択とすることに決定しました。
次に、報告第５号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は、挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、日程第１６、報告第５号については、報告のとおり採択とするこ

とに決定しました。
日程第１７、承認第１号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。
お諮りします。別紙のとおり、関係議員を公務出張、派遣することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。したがって、日程第１７、承認第１号については、別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することに決定いたしました。
休憩します。

（休　憩　午後　１時４８分）
（再　開　午後　１時５１分）

それでは再開します。お諮りします。
意見書案第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出について、意見書案第２号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率２分の１への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書（案）の提出について、意見書案第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出について、意見書案第４号、令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出について、意見書案第５号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、承認第２号、閉会中の継続調査の申し出について、以上６件を日程に追加し、追加日程第１、第２、第３、第４、第５、第６として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。したがって、意見書案第１号から第５号及び承認第２号を日程に追加し、追加日程第１から第６として議題とすることに決定しました。
追加日程第１、意見書案第１号、地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。それでは読み上げて提案にかえさせていただきます。地方財政の充実・強化に関する意見書（案）。いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。２０２６年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、２０２７年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、

以下の事項を求めます。１、社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続くインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないよう、これらを支える人材の確保に必要な人件費に重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。２、公立病院の８割が赤字と言われる中、人口減少が進む町では公立病院が地域医療の要であることから、処遇改善を含む人材確保に必要な財政支援と、経営の安定化に必要な繰出金等の財源確保を行うこと。３、子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。４、地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財源確保にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。５、政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。６、「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。７、地域公共サービスを担う人材の確保のため、２０２７年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。８、自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体ＤＸにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。９、地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。１０、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。１１、自治体が実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出する。提出議員、崎廣秀樹、賛成議員、松澤以久子議員、千葉良則議員、以上であります。

○高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本意見書案につい

て、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、追加日程第１、意見書案第１号については、原案のとおり可決しました。
追加日程第２、意見書案第２号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率２分の１への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。６番崎廣議員。
○６番崎廣議員
はい。それでは読み上げて提案にかえさせていただきます。義務教育費国庫負担制度堅持・負担率２分の１への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書（案）。義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が２００６年に２分の１から３分の１に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を２分の１へと復元することが重要です。２５年１月に文部科学省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で１３．６６パーセント（７人に１人）、北海道においては全国で７番目に高い１７．５９パーセント（５．７人に１人）となっており、依然として各家庭への負担が厳しい実態にあります。同時に、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校に続き、２６年度から中学校においても段階的に３５人以下学級が実現することになりましたが、高校については依然として「検討」にとどまっています。２６年度文部科学省予算において教職員定数改善は、中学校においても「３５人学級」を段階的にすすめるために５，５８０人、小学校教科担任制拡大に向けて９９０人など７，５９６人にとどまっています。現場が求める授業準備の確保や持ちコマ数軽減、高校への当面「３５人学級」拡大などさらなる改善が必要です。さらに、小・中学校の不登校が１１年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度、内容および教科書のページ数が増加したことが子どもたちに過度な負担を与えていると指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容や標準授業時数を見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率２分の１への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「３０人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について意見します。１、国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を２分の１に復元すること。２、就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかること。３、小中高「３０人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定すること。当面、高校への「３５人以下学級」拡大を行うこと。４、子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容及び標準授業時数を

見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかること。以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、提出する。提出議員、崎廣秀樹、賛成議員、松澤以久子議員、四戸正彦議員、以上であります。
○高山議長
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、追加日程第２、意見書案第２号については、原案のとおり可決しました。
追加日程第３、意見書案第３号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。５番金谷議員。
○５番金谷議員
それでは読み上げて提案にかえさせていただきます。道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書（案）。道教委は、２０２３年３月に「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」（以下、「指針（改定版）」）を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中学卒業者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が５５市町村（２６年４月現在）となりました。「指針（改定版）」には、「１学年４～８学級」とした学校規模の基準明示が削除となったものの、「５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で２０人未満」「地域連携校等で５月１日現在の第１学年の在籍者数が２年連続で１０人未満」とした配置の基本的な考え方により、２８年度高校配置計画において美瑛高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。多くの市町村は、地元の高校存続に向けたさまざまな努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化

を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。記、１、道教委「これからの高校づくりに関する指針（改定版）」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。２、すべての道内公立高校の学級定員を３０人以下に引き下げること。３、教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の５年間の年限を撤廃すること。４、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる「高校配置計画」を検討すること。５、平取高校の存続に向け、様々な視点からの方策を講じること。以上を会議規則第１３条の規定により、次のとおり提出します。令和８年６月１８日提出。提出議員、金谷満、賛成議員、崎廣秀樹議員、四戸正彦議員。提出先、北海道知事、北海道教育委員会教育長、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、追加日程第３、意見書案第３号については、原案のとおり可決しました。

追加日程第４、意見書案第４号、令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。２番中川議員。

○２番中川議員

はい。令和８年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）。北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられます。労働基準法第２条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、個人の消費行動および北海道経済にも悪影響を与えかねません。つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和８年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。記、１、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画２０２５年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針２０２５」（いずれも令和７年６月１３日閣議決定）で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進５か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。２、最低賃金の審議にあたっては、引き上げを念頭に、賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考としつつ、同

等水準で設定すること。３、賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。提出議員は私、中川嘉久、賛成議員は松澤以久子議員、四戸正彦議員でございます。以上でございます。
○高山議長
説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、追加日程第４、意見書案第４号については、原案のとおり可決いたしました。
追加日程第５、意見書案第５号、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。３番松澤議員。
○３番松澤議員
ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）の説明をさせていただきます。現在本町をはじめ道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところです。本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要です。よって、国においては、次の措置を講ずるよう要望します。１、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。２、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＡＩ技術やＩＣＴ等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。提出議員は、松澤以久子、賛成議員、中川嘉久議員、四戸正彦議員です。提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣であります。以上です。
○高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（質疑なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。次に討論を行います。討論はありませんか。
（討論なしの声）
討論なしと認めます。これで討論を終了します。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）
挙手多数です。したがって、追加日程第５、意見書案第５号については、原案のとおり可決しました。
追加日程第６、承認第２号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査について、閉会中に継続調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりです。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することに決定しました。
本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案６件で、同意２件、原案可決４件、報告５件で、報告１件、採択４件、意見書案５件で、原案可決５件、承認２件で、決定２件となっています。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。
会議規則第６条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。
（異議なしの声）
異議なしと認めます。したがって、令和８年第４回平取町議会定例会を本日で閉会します。お疲れさまでした。

（閉　会　午後　２時１８分）